

参議院農林水産委員会會議録第二十四号

昭和三十五年四月十四日(木曜日)午前
十時四十三分開会

委員の異動

四月十三日委員堀原茂嘉君辞任につ
き、その補欠として高橋衛君を議長に
おいて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 堀本 宜実君
理事 櫻井 志郎君
仲原 善一君
大河原 一三君
東 隆君
森 八三君

委員

青田源太郎君
秋山俊一郎君
石谷 憲男君
重政 庸徳君
高橋 衛君
藤野 繁雄君
亀田 得治君
北村 暢君
藤田 進君
千田 正君
北條 雋八君

国務大臣

農林大臣 菅野和太郎君
臨時代理

政府委員

農林政務次官 大野 市郎君
水産庁長官 西村健次郎君
事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員

説明員

水産庁漁政部長 林田修紀夫君
水産庁漁政部 協同組合課長 上瀧 功君

本日の会議に付した案件

○漁業協同組合整備促進法案(内閣提
出、衆議院送付)
○中小漁業融資保証法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(堀本宜実君) ただいまから
農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたしま
す。

四月十三日堀原茂嘉君が辞任、その
補欠として高橋衛君が選任されまし
た。

○委員長(堀本宜実君) 漁業協同組合
整備促進法案(閣法第六一号)及び中
小漁業融資保証法の一部を改正する法
律案(閣法第六二号)を議題といたし
ます。

両案は去る四月七日衆議院より送付
され、本委員会に付託されました。

なお漁業協同組合整備促進法案につ
きましては、衆議院において修正され
ております。まず、同法案の衆議院に
おける修正部分について、便宜、西村

水産庁長官から説明を求めます。
○政府委員(西村健次郎君) 私から衆
議院の修正部分につきまして便宜御説

明をさせていただきます。

まず内容を説きます。

第八条に次の一項を加える。

第八条第二項、都道府県知事は、漁
業協同組合が整備計画をたて、若しく
は変更し、又はこれを実施するため、
債権者とその債務の条件の緩和その他
の援助を受ける契約をする必要がある
場合には、当該漁業協同組合の申出に
より、そのあつせんをすることができ
る。

それから第九条を次のように改め
る。

第九条(都道府県の助成) 都道府県
は、信用漁業協同組合連合会又は農林
中央金庫が第五条第二項(第六条第三
項において準用する場合を含む)の規
定により適当である旨の認定を受けた
整備計画(これを変更した場合にあつ
ては、その変更につき第七条において
準用する第五条第二項の規定により適
当である旨の認定を受けたものに限
る。)に従い誠実に整備を行なつてい
ると認められる整備組合に対する債権
の利息を当該整備計画に従つて減免し
た場合に、当該信用漁業協同組合連合
会又は農林中央金庫に対して、その減免
した利息の額の一部に相当する金額を
補助し、及び第十四条第一項の勧告に
係る漁業協同組合が合併した場合に、
当該合併によつて成立した漁業協同組
合又は当該合併後存続する漁業協同組
合に対して、合併奨励金を交付するこ
とができる。

以上でございます。

まず第八条の第二項、これは原案の
第九条をそのまま第二項として移しま
したもので、この点は御説明を省略さ
せていただきます。

実質的に新たに入りましたのは、新
しい第九条でございます。(都道府県の
助成)これにつきましては、すでに予
備審査の段階でも御説明申し上げまし
たように、この整備促進法案による整
備の方式としましては、漁業整備基金
が利子補給をするという格好、そのや
り方は、漁業協同組合等が整備促進を
する場合に、金融機関がその利息の減
免をした場合において、都道府県がそ
の一部を助成した場合に、基金がそれ
に並行して直接金融機関に対して補給
金を交付する、こういう仕組みになつ
ております。従いまして、この仕組み
は、従来あります農協の整備促進法と
は多少そのやり方が違つております。

要するに、国が整備促進、利子補給を
するかわりに基金がするということの
ために、農協において見られるよう
な、都道府県が利子補給をした場合に
国が補助するというような規定は、こ
の法案については入れるわけに参りま
せんので、それにつきましては、業務
方法書によって、都道府県が利子補給
をした場合には、基金が直接金融機関
に対して利子補給をするということに
いたしておたわけでございますが、
そうしますと、都道府県知事がこの整
備促進、特に利子補給についての役割
というものがこの法案については明確で
ないという御批判がありました。衆議院

におきましては、その点を明確ならし
めるといふ意味におきまして、第九条
の、都道府県知事が金融機関に対して
利子補給をすることができるといふ規
定を入れたわけでございます。これに
よりましてこの法案の建前、仕組みは
いささかも変わっておりませんが、都
道府県の任務を明白ならしめたといふ
ことでこの修正がなされた、こういう
ふうに私どもは了解しておる次第でご
ざいます。

○委員長(堀本宜実君) 両案について
御質疑のおありの方は順次御発言を願
います。

○藤野繁雄君 まず漁業協同組合整備
促進法案についてであります。この整
備促進法の整備計画、この整備計画の
いいか悪いかということが、整備がで
きるか、またできた後にそれがいい漁
協になるかならないかの境であるので
あります。従いまして、整備計画の適
否を認定する方法が最も妥当でなく
ちやでできないかと思うのであります。
こうして、第五条によつてみますと
いうと、第五条の第三項で、整備計画
の認定の基準は農林省令で定める、こ
う書いてあるのであります。まず第
一に、農林省令で定めるところの基準
はどういうふうになっているのである
か、これをお伺いしたいと思うのであ
ります。

○政府委員(西村健次郎君) 第五条第
三項に規定されております基準は、農
林省令でどういふことを定めるかとい
うことにつきましては、大体現在のと

ころ次のようなことを考えております。第一は、整備計画が、当該漁業協同組合の経営の不振をもたらしたおもな原因について十分に検討された結果に基づき立てられたものであるということ、これが必要である。それから第二に、その整備計画がその漁業協同組合の事業分、その他の経営条件から見て適正であり、かつ当該漁業協同組合がこれを達成する見込みが確実であるということが第二である、大体こういうふうなことを考えております。

○藤野繁雄君 それで、そういうふうな省令で認定されることとなれば、今度は第四号の整備計画の内容でありまして、整備計画の内容が第一号、第二号、第三号といふいろいろ書いてあるのがあります。まず、第一号の組合員及び当該漁業協同組合が会員となつて漁業協同組合連合会との間における利用及び協力を強化するための方策、こういうふうなことが書いてあるのではありませんが、これは具体的にどういうふうにお考えなんでしょうか。

○政府委員(西村健次郎君) 漁業協同組合は農協などと違ひまして、たとえれば農協のような米の集荷というふうな特殊なものがございせん。結局、自由経済体制すべてのものの購買なり販売が置かれておるわけでございます。従ひまして、現実の事態としまして、えてしてそういう協同組合においては其販体制が必ずしも確立してない。言いかえれば、組合員が組合に委託をしないというふうな場合が往々あるわけでありまして、整備計画を完全にやっていくためには、そういう組合と組合員との間に、あるいはさらに漁協の連合会との間の紐帯が強化される必要

があるということがまず第一の要件であらうと思つておられます。従つて、この点につきましては、現実には協同組合の決議なり、あるいは念書を取るといふような格好で、組合員がその生産物を共販で組合に委託するといふようなことをまず強化して参るといふこと、こういうことが必要である。もちろんこれと同様のことは購買の方にも言えると思ひます。

○藤野繁雄君 そういうふうなことで、念書を取るとか、あるいは総会の決議をするとか、あるいは念書をやつても、なおかつ、その決議及び念書に違反する者があつた場合においてはどういうふうな対策をとられますか。

○政府委員(西村健次郎君) 現在の協同組合法の体制下におきましては、それらの違反する者につきましては、組合の決議違反というふうなことがあれば、過怠金というふうなもので、自主的な組合内部における制裁を受ける、こういうことではあります。

○藤野繁雄君 違反をしたらば過怠金を取る、こういうふうなことでありますが、それは過怠金を取るのか、あるいは定款違反あるいは決議違反というふうなことであるから除名するといふようなことまで進まれるのですか。

○政府委員(西村健次郎君) 現在の協同組合法下におきましては、制度的にももちろん除名であるいは進み得る場合があると思ひます。ただ、これは特別決議だと思ひますが、しかし、もっと根底の問題としましては、やはりこの協同組合の整備促進といふことは、組合がまず盛り上がつて組合の自主性というものがまず第一に押し出さ

れなければならぬ。その具体的内容といふものは共販体制なり、共同購買体制の強化といふことにあると思ひます。従つて、もしそういう違反が比々として起こるといふようなことであれば、やはりその組合の自主的な盛り上げといふものは非常に底が弱いといふこともいえるのではないかと。従つて、もちろん今制度的にはそういう制載もあり得るけれども、やはりその前提として、全体としての組合員の自覚といふものによつて、共販体制なり、あるいは共同購買体制といふものを強化していく、こういう方向が本来の筋である、こういうふうな思つております。

○藤野繁雄君 しかし、多数の者の中には、そういうふうな決議をやり、あるいは共販体制を強化しようとして、その多数の意見に従わない、二の例外の者がなくとも限らないのです。たとへば今度の輸出入取引法のよ

うなものによつてくるという、組合員内の制限のみならず、組合員外にまでも統制を及ぼそうとしておるところの際に、こういうふうな整備をやめるのについては、いろいろとやり方が困難なことがあるから、そういうふうな困難なものを打ち越えて強化していかなければできないといふことになれば、それにはある強い力をもつて進んでいかなくては整備計画が完了せないと思われる。それで、この整備計画といふものはだれが何と言つてもこれだけのことはやるのだ、違反する者に対しては、協力しない者に対しては相当の制裁を与えるのだという、こういうふうな強い力をもつて臨まなくては整備ができなかつた、こう思つておるので

あります。その強い力はこういうふうな方法で示すか、こういうふうなことをなすか。

○政府委員(西村健次郎君) 強い方法、それは先ほど申し上げましたように、過怠金を課すとか、あるいは場合により除名といふようなことで、当然やることになると思ひます。私の申し上げたのは、全体としては自主的なものであるけれども、しかし、間々藤野委員の御指摘のような、何と申しますか、全体の整備促進を妨害するようないふ場合には、そういうふうな自主的な制載を強くかけていくといふようなことが必要であらうと思ひます。ただし、これをたとへば専用利用を法令上強制するといふことは、現在の段階においては協同組合の精神からいきましても、そこまでのいくのはちよつと

ささか行き過ぎではないかといふことで、現行法の範囲内においてこれは十分目的を達成されるであらうし、それが適當であらう、こういうふうに考えました。

○藤野繁雄君 次に事業執行体制を改善するための措置、こういうふうなことでありますが、どういふふうな具体的提案を持たれますか。

○政府委員(西村健次郎君) 実は漁業協同組合、これは農協でもそういうこととがいわれますが、経営陣と申しますか、一経営のやり方が非常に不適正であるといふのが、何といつても不振原因の大きな部分を占めております。この二号ではその点に関連しまして、たとえば事業執行役員の改選とか、あるいは職制をはっきりする、組合内部、たとえば参事を置くとか、こ

ういった人的な機構を、管理機構を改善するためのいろいろの、これはもちろん組合によつていろいろ違ひますけれども、そういう措置をこれで見出し

ておるわけでありまして。

○藤野繁雄君 現在の漁協の制度からすれば、三カ年ごとに理事の改選をしなければいけない、しかるに、理事改選ごとに非常な競争があつて、改選ごとに混乱に陥る組合がなきにしもあらずなんです。そういうふうなことから考へてきてみますと、事業執行の体制を改善するために、そういうふうな改選ごとに組合の経営が支障を来たすようなことがあつてはならない。一たん方針をきめたならば、その方針に向かつて邁進をすることができ体制を整えなくちゃならない。それに対して水産庁はいかなる方法によつて、三年ごとに改選になる理事の異動によつて組合の経営がぐたぐたにならないかといふことについて、対策があれば承りたいと思つております。

○政府委員(西村健次郎君) 現在協同組合法によつて、理事の任期は三年になつておりますが、これは組合の整備促進とは別個の問題で、一般的に協同組合としましては、改選ごとに改選するといふ事例もあるようございまして、また逆に従来の理事が引き続き重なる、再選されるという事態もある、これはやはり個々の組合のそれぞれの事情によつていろいろ違ひますが、われわれの方として、ここで先ほど申し上げた意味は、何とその組合の執行体制を、常に首をすげかえるといふ趣旨ではございせんので、場合によつてはやはり理事の改選といふことも必要になつてくる場合もある。その

の特別の対策を講じなくては、早急に漁業協同組合の振興はできないと思う。また、そういうふうな超不振の漁業組合を早急に整備して活動ができるようにするのが、日本における現在の沿岸漁業に対する政府のとるべき策であるとは信ずるのであります。でありますから、こういうふうな法律によって二段がまえのやり方をやるのじゃなくて、超不振組合に対する対策は、さらにあらためて何とか考えていくというふうな計画はないかどうか、これをお尋ねしたいと思うのであります。

○政府委員（西村健次郎君） 漁業協同組合の不振原因、特に超不振組合の不振原因というものはいろいろございしますが、これは他の農協等の不振原因と違ひまして、それぞれ相当深刻な原因がございます。中の一つの大きな原因は、漁況の変化というふうなものがございます。従ひまして、私どもとして、現在ある赤字をむりやりに解消するというだけでなく、そこに金をつぎ込むだけでなく、やはりそれが立ち直る基盤を作っていくかなければならない。そのためには、現在もやっていますけれども、沿岸漁業の振興対策、あるいはもうものもそういうところに相当重点的に考えて参る。言いかえれば、そのまず生産基盤を打ち立てていく。それからもう一つ、あるいはそういうことでやらない場合には、漁業の転換というふうなことも考える必要がある。これらと相待って超不振組合の整備振興をして参らなければならぬわけでありまして、私どもとしましては、

このカッコー書きをもって超不振組合の対策とするわけではございませんで、今申し上げましたように、生産基盤の問題、あるいはそれらに関連する問題というものと並行して、むしろその方が先行して対策を立てて参りたい。こう思っております。

なお、この法案に直接は関係ございせんけれども、そういった超不振組合につきましては、私どもとしまして、これは現在超不振組合が八十六程度あるわけでございまして、その全部とは参りませんけれども、ごくその一部でも、本年度から現実に水産庁から現地に調査員を出しまして、資料も調査はいたしておりますけれども、また別の観点から、新たにその原因と、どういう対策を講じたいかという点も、もう一度やってみたらどうか、こう思っております。そこにおいて、またわれわれとして考えるべき新たな構想もあるいは生まれてくるかもしれない、こういうふうな考えです。

○藤野繁雄君 次は第十條です。「当該整備組合の承諾を得て、当該整備組合の組合員に対し、その事業に必要な資金の貸付けを行なうことができる。」これは変則の規定を書いたものでありますが、いかなる場合にこういうふうなやり方をやられるのか、具体的に内容を説明していただきたいと思うのであります。

○説明員(林田修紀夫君) 十條は、信連が整備組合の組合員に対して貸付けを行なうことができる例外規定を設けたわけでございます。これは、なぜこういう規定を設けたかと申しますると、整備組合でありますから、十分な資金量を持っていない。そして整備

を一方行なわなければいかぬというふうな点から、どうしても組合員に対して必要な資金の貸付けができないわけでありまして、しかしながら一方、組合員の漁業経営をやっているため、そこには、どうしても資金が必要である、そういうふうな点からやむを得ず、普通でありましたならば、農中、信連、単協、そして組合員というふうな、系統の貸付けが行なわれるべきものであります。が、単協から組合員に対する貸付けを省略いたしまして、信連から組合員に貸し付けるという例外的な規定を設けて整備に資するとともに、整備組合の組合員の漁業経営を維持発展させるというふうな見地から、こういう例外規定を設けることにしたわけでございます。

○藤野繁雄君 その場合における組合と組合員との関係というのは、ただ組合が承諾するだけであって、そしてその後、その資金がいかに運用されているかということについて、組合は何かそこ、回収とか何とか、そういうふうなことにしても協力体制をとられるのであるか、あるいは、それは承諾を組合と与えるだけであって、その後は信連が直接その貸した者といろいろの交渉をされるのであるか、間にあるところの漁協はどういうふうなあんばいになるか、その関係を説明していただきたいと思うのであります。

○説明員(林田修紀夫君) 一般的な場合におきましては、やはり信連の組合員に対する貸付の債権ということになります。ただ、その信連が貸す場合におきまして、やはり従来は組合から貸すのが普通でありますから、組合の承諾を得て貸すということにいたして

おりますが、債権といたしましては直接の債権でございまして、信連が組合員に対して取り立てるといふことになるわけでありまして、しかし、その取り立てにあたりましては、今後この整備組合は、できるだけ組合員と、あるいは上級組合との協力関係を、整備計画の内容として整えていくというようにいたしておるわけでありまして、組合員の販売する水揚げ代をこの整備組合がとっていくというふうなことが今回の整備計画の内容になっていくわけでありまして、そういう代金から徴収いたしまして信連に払っていくとか、そういうふうなことにによりまして、整備組合が信連の組合員に対する債権について十分その取り立てに協力していく、金融に協力していく、こういうふうなことになるわけでございます。

○藤野繁雄君 次は第四十條。四十條の二号に、「合併奨励金を交付すること」と、こう規定してあるのではありませんか、しこうして、資料によりますと、一件十萬円で二十五件、その二分の一の補助で百二十五萬、こういうふうな予算が組まれてあるように考えられるのであります。不振漁業協同組合で、今回整備の対象になっておるところの漁業協同組合も相当数あるものであります。合併奨励金の対象になるところのものが二十五件くらいではたして適当な件数であるかどうか、私は整備組合の総体からすれば、この二十五件というのはいま少し増加していかなければできないのじゃないか、そうしたならば百二十五萬では足りないのではありませんか。そういうふうな場合の予算措置はどうされるのである

か。また今日漁協が不振であるという事は、組織があまり小さ過ぎるから不振なのであるから、これはできるだけすみやかに拡大しなければいけない。この前の質問に対しても旧町村の区域に一漁業協同組合を作るようにしていきたい、こういうふうなことであるが、そうするというと二十五件くらいでは不足するのではないか、私はこう考えるのであります。その点について御説明をお願いしたいと思うのであります。

○説明員(林田修紀夫君) ここに合併組合についての奨励金の交付の規定があるわけでございますが、これは合併によって成立した漁業協同組合と、また合併後存続する漁業協同組合に対して交付するというようにいたしておりました。初年度は仰せのように二十五件を対象にいたしております。従って、二十五件と申しますのは、五十組合ぐらゐが対象になるというふうなことになるわけでございます。それで従来いろいろ調査をいたしまして、今のところ合併が可能である組合というものは大体二百五十ないし三百くらいではないだろうかということが各県の方から調査の結果上っております。次第でございまして、そういうものを対象にして現在のところ考えておる次第でございます。従いまして、初年度はまだ半力年くらいは事業よりできない次第でございますから、一応五十組合ぐらゐが対象になっていくのじゃないかろうかというふうな考えから合併奨励金の件数は二十五件というふうに押えておる次第でございます。しかしながら、仰せのように少なくとも旧市町村くらいの単位の協同組合にはぜひ持つ

ていかなければならないということを考えておる次第でございます。この推移に応じまして、できるだけ合併を奨励いたしまして、その際には、合併奨励金の交付には事欠かないような十分な対策はとっていききたいというふうに存じておる次第でございます。

○藤野繁雄君 その合併奨励金を交付する場合において、二つの組合が合併する場合と三つの組合が合併する場合においては、合併の費用がいろいろ違ってくると思っております。それで一件十萬円というものは、二つの組合の場合であるか、三つの組合の場合であるか、四つの組合の場合であるか、あるいはその合併のときに差があった場合においては、これは十萬円というのは予算であるから、三つの場合であつたら十五萬、四つの場合は二十萬円というふうなことに解していいのであるかどうか、これをお伺いしたいと思つております。

○説明員(林田修紀夫君) ここに申し上げております合併奨励金といふものは、合併をするにあたりまして、いろいろ組合が集まって相談をするための会議費であるとか、あるいはそれについての若干の事務費とか、そういうふうなものも考えておる次第でございます。特に二組合が三組合になりまして、たまたま、それだけ多くなつていくというふうには考えられない次第であります。が、その点につきましては、なお弾力性を持ちましてもう少しよく検討をしていきたいというふうに存じます。

○藤野繁雄君 三つの組合の場合と四つの組合の場合、二つの組合だったならば、二つの組合がその点についての

○説明員（林田悠紀夫君） 漁業信用基金業務方法書によりまして保証をいたしているわけでございまして、まず、保証についての借入資金の用途であり

はやっております。最近協会の財務状況のいいところは、設備資金につきましても百分の八十までやっておるところがございますが、一応基本方針とし

に、保証倍率であるとか、事故率であるとかというのが非常に差があるのでありますが、これはどういうふうな工合で、保証倍率であるとか、事故率で

ら、あまりこの制度を活用しないで済むというような地帯につきましては、一応出資はしておりますが、利用が低下いたしておりますので、保証倍率が

況の変化等によりまして、最近やや低下の傾向にある、それから現在非常にうまく回転しておる漁業、この三つのものに大体保証の類型が分かれており

ますが、その第一の類型のものと第二の類型のものの多い県におきましては、やはり事故が相当出てくるという格好ではなからうかと思ひます。

○藤野繁雄君 今の事故率が全くないというふうなところがありますね、一、二、三、四県か。こういうふうなのはどうして全くないのです。

○説明員(上流功君) 全然ございませんところは、まあ実は逆に申しますとあまり保証がほとんど伸びていないところとまああらはになるのではなからうかと思ひます。

○藤野繁雄君 それから第五表の組合員別保証残高ですね。これを見ても、漁協が最も多く、個人、会社、こういうふうなものが次いであるのではありませんか、この個人及び会社に残高がないというところは、これは保証してないから残高がないのであるか、個人、会社は回収率が非常にいいからこういうふうな結果になっているのであるか、これをお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(上流功君) 個人、会社につきましては、むしろ出資に對します利用状況からいいますと、先ほど御説明しましたこととおわかりになりますように、漁協よりもむしろ出資に對してはよく利用されておるといふことでございます。御指摘のように、あるいは回転がよくて残高が少ないのかと思ひますが、出資比率に對しましてはむしろ良好でございます。なお、ここに漁協とございしますのは、いわゆる漁協の組合の事業資金であります分と、漁協が転貸をして組合員に出しました分と、両方を含んでおります。

融機関別の保証残高、これによつて見ると、信漁連、農林中金、地方銀行、その他、こういうふうになつて表が出ているのでありますが、金額が出てくるのでありますが、地方銀行及びその他から借り入れしておることは、信漁連及び農林中金が融通をしない、保証をしないからであるか。また、その他というものは何であるか。

○説明員(上流功君) その他と申しますのは相互銀行でございます。それから地方銀行その他が多いところでございますが、これにつきましても、信漁連なり中金がめんどろを見ないというふうな、そういうことじやなからうかという御指摘でございますが、現在の系統の金融のあり方といったしまして、そういうことはできるだけ排除するように指導もいたしまして、また現在農林中金あるいは信漁連等も積極的にその分野を広げておりますので、そこが貸さないから地方銀行に行つておるといふ性格のものではないと思ひます。この地方銀行が比較的多いのは、もう特徴的に果が出て参るわけでございます。たとえば、ごらんになっていただくとかかるのでありますが、はつきり出て参りますのは宮城県、千葉県それから三重県、この三つがおもなるもの、それから最後の日本遠洋であろうかと思ひますが、この三、四のところにつきましては、これらの会員になつておりますものがほとんど個人会員でありまして、おおむね大きな資金需要を持つておりまして、従来からの地方銀行との関係等からいきまして、従来通りのしきたり通り地方銀行から借りておるものが多い、こういう格好でございます。

○藤野繁雄君 そうするというと、個人加入が多いということであるが、そういうふうなものは漁信連及び農林中金に肩がわりさせるような必要はないのであるかどうか。あるいは地方銀行と農林中金、漁信連の金利の関係でこれが出てきているのであるか。あるいは地方銀行の金利と漁信連及び農林中金との金利との差等について研究されたことがあつたならば承りたいと思ひます。

○説明員(林田悠紀夫君) 現在、中小漁業者の融資保証法によつて貸付の對象にいたしておりますものは、御承知のように、漁業を営む個人のほかに法人をも対象にいたしております。その法人は、常時使用する従業員の数が三百人以下でありまして、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が千トン以下であるものを対象にしておるわけでありまして、従ひまして、金融機関が貸す場合に、農林中金とか、あるいは協同組合系統の金融機関が貸し得ないところの法人、漁業者があるわけでありまして。そういう者に対しては、金融機関としては地方銀行とか、その他の信用金庫のような金融機関が貸していくということになるわけでございます。それでここに特に地方銀行が多いように出ておるんですが、この中の四億は日本遠洋底電網信用基金協会の保証しておるものについての貸付でありまして、そういうふうなものにつきましては、必ずしも系統金融の方では貸し得ないというふうな点もある次第でございます。それで特に系統の方が貸さないから地方銀行が貸す、あるいは系統の金利が高いから地方銀行が貸すというふうなことはないのじゃないかと存ぜられるわけでございます。

なお、その金利につきましては、それはいろいろあるのではないかと存じますが、地方銀行なんかにおきましては、そのときの預金の両建てとか、いろいろそういうふうな点もあらうと存じますが、農林中金と地方銀行との金利の差がそんなに大きくあるとは考えられないと存じます。

○藤野繁雄君 次に保証倍率ですね。保証倍率を調べてみますと、漁協と個人と法人とを比較すれば、漁協の保証倍率が少ない。一体、漁協の保証倍率が少ないところの理由はどこにあるか。これは漁協に對して融資が困難であるというふうなことであるかどうか。漁協の保証倍率の少ないところの理由を一つ説明していただきたい。

○説明員(上流功君) 先ほど申しましたように、個人、法人につきましては、この制度を活用したいからおおむね出資をいたしますので、よく活用されるわけですが、漁協につきましては、さつき申しましたように、とにかく漁協にありまします金の流亡を防ごう、そうしてためになる制度を作つていこうということでの制度が発足いたしました。その結果、漁協は相当の出資はしたものの、ところが、資金需要がらいますと、何もこの保証制度を利用しないでも十分資金がまかなわれるという関係がございまして、漁協関係につきましては、保証倍率が伸びないという格好の数字が出ておるわけでございます。

○藤野繁雄君 それから事故率の推移を調べてみると、事故はだんだんと少なくなつてきておる。事故率が

少なくなつてくるということは喜ばしいことであるが、事故率が少なくなつてきたところの原因はどこにあるか、お伺いしたいと思ひます。

○説明員(上流功君) 二十九年、三十年ころが非常に高かつたわけでございますが、これはやはり協会あるいはその他金融機関で、この関係の制度の活用について、若干当初はなれなかつた保証審査、現在でも各協会ごとに保証審査の委員会を設けて審査を行なつておるわけでありまして、その保証審査の委員会等についてやはり不なれな点があつて事故が多かつたのではないかと、このことが考えられる。しかし、最も大きな理由としましては、実はこの金額だけでそういう数字をながめてみますと、昭和二十九年、三十年の事故のうち大きなウェートを占めておりますのは、実は北海道の分が非常に大きなウェートを占めておるので、例の北海道のニシンの不漁でありますとか、その他イカの不漁でありますとか、あるいはうものが大體二十八年、二十九年ごろに起こりまして、それが時期がずれて二十九年、三十年という格好で起こつておるのではなからうかと思ひます。

○藤野繁雄君 あまり長くなるから、最後に、特別会計の年次別損益計算を見てみますと、二十九年と三十年は赤になつておるが、あとは全部黒なんです。そうして三十三年度は七千八百八十二万七千円の利益になつておる。特別会計にこれだけの利益があるとしたならば、保証率を減じて、そうして融資がさらに拡大して漁業が振興するように進めていってもいいじゃないかと、こういうふうな考へるのであ

ります、現在の保険料を引き下げる意思があるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○説明員(林田悠紀夫君) この九ページの資料にございますように、昭和三十三年に財務状況の回復によりまして保険料の引き下げを実施したのでございます。それで仰せのように二十九年、三十年赤字が出ておまして、

それ以後回復して参りまして、年々黒字が出ておますので、三十三年度から漁業の引当金と申しますと、やうな状況はどうかと申しますと、やはり定置漁業のような漁業に相当損失が出ておまして、このために三十四年度におきましては黒字が出ないやうな状況に参りまして、

○千田正君 私は、この漁業協同組合整備促進法のうち、衆議院でこの間附帯決議を出してきているようであり、

○千田正君 衆議院の附帯決議を見ますと、来年度以降は政府の貸付額を五億圓にしろというやうな意味の附帯決議のように見受けられるので、

政府の資金に対する貸付額を増加しろというやうな意味のことを書いておられるかどうかという点、

○政府委員(西村健次郎君) この協同組合整備基金の資金の問題、これは本年度は政府からの貸付が一億圓、それ

○千田正君 衆議院の附帯決議を見ますと、来年度以降は政府の貸付額を五億圓にしろというやうな意味の

○千田正君 衆議院の附帯決議を見ますと、来年度以降は政府の貸付額を五億圓にしろというやうな意味の

○政府委員(西村健次郎君) 来年度予算ににつきましては、これはまだ将来のことでございまして、

○千田正君 私はこの整備と同時に、その裏づけとしては、やはり金融問題

○千田正君 それはまことにけっこうですが、私は非常に漁業の現在の状態

○千田正君 それはまことにけっこうですが、私は非常に漁業の現在の状態

○千田正君 それはまことにけっこうですが、私は非常に漁業の現在の状態

○千田正君 それはまことにけっこうですが、私は非常に漁業の現在の状態

○千田正君 それはまことにけっこうですが、私は非常に漁業の現在の状態

○千田正君 それはまことにけっこうですが、私は非常に漁業の現在の状態

○千田正君 それはまことにけっこうですが、私は非常に漁業の現在の状態

○千田正君 それはまことにけっこうですが、私は非常に漁業の現在の状態

○千田正君 それはまことにけっこうですが、私は非常に漁業の現在の状態

○千田正君 それはまことにけっこうですが、私は非常に漁業の現在の状態

というようなものも見合いつつ、政府側としまして、今後この問題をどうするかというのをよく検討して参りたい、こう思っております。

○千田正君 もう一点。この法案によつて、長官も御承知の通り、たとえば漁業問題で、地方においては一応町村の合併等行なわれた後におきまして、漁業権を中心とした入会権その他の問題についてしょっちゅう小さな單一組合が争いを繰り返しておる。それが一本になると、相当成績も上がり、それから漁業組合の運営もスムーズに

○政府委員(西村健次郎君) 漁業協同組合が、漁業権をめぐってお互いに隣接組合と相剋摩擦を起こしておるという実態は相当あります。従いまして、そういうった組合が合併していけば、その問題も自然解消するという場面も相当予想されるわけであります。しかし、このことは、反面そういうった場合につきましても、実は合併を困難ならしめるという事情の方が大きく出ているのじゃないか、そういう点に対処する場合におきまして、合併の場合におきまして、その漁業権の行使に関する特例というものを設けて、一応合併を

容易にするという意味で、この法律案の第十五条におきまして、その漁業権に関する特例というものを設けたわけでございます。この制度がないと、どうしても合併というものが促進されないうい。そうして幸い合併が実現しました。昨におきましては、その組合の運営、大きな広域の組合の運営がよろしきを得れば、千田委員の御指摘になりましたような点もだんだん解消して参るのではないかと。われわれの方もその方向に今後持つていくべきだ、こういふふうに考えております。

○東隆君 先ほどだれかお話しになった北海道のニシンでもって失敗した協同組合、その更生の場合ですが、大ていニシンで失敗をした組合は、大口——一種の親方がたくさん借り込んだというのが、これが一番最初は大きな原因になっております。そこで、そ

経済機関である漁業協同組合が立つか、ぶつつぶれてしまいか、もうぶつつぶれておるのですけれども、そういうような場合でありますから、当然そういうような点も組み入れられて計画を立てるべきじゃないか、こういうことを考えるわけです。こういう点どういふふうになりますか。

○政府委員(西村鑑次郎君) 北海道の超不振組合、これは今、東委員の御指摘のように、ことにニシン不振地帯では、單に漁業の面のみからながめて再建計画の立たない場合が、率直に言つて多いと思ひます。従ひまして、その場合におきまして、御指摘のような、小動物を飼ふとかというようなこと等は、当然現実の問題として、そういう組合に即するやうに、そういう対策をしていくべきだ、こういうふうに思つております。

それからさらに、先ほど申しました生産基盤の強化あるいは漁業の転換と、いうことを申し上げましたけれども、やはり率直に申し上げて、北海道のニシン地帯としては、それも立たないという場合もあるじゃないか、こう思っております。そういう点につきましても、これはまあこの法案の多少ち外になりまするけれども、そういう漁民を救うために、あるいは何と申しますか、道内移民みたいなことも考えていく必要があるじゃないか。北海道についても、なお他に漁民を収容し得る所もあるように承知しておりますので、そういう点もやはり考えて、単にこの制度で定められた範囲内のみでなく、もう少し広い視野から漁民の更生対策、漁協整備というものは北海道については考えていきたい、こう思っております。

ります。

○東隆君 漁業協同組合が、実は部落民組合のようなものが非常に多くて、そうして回って参つてみしても、店舗はきわめて貧弱だし、それから扱つておる品目はほとんどない。場合によつては、米ぐらい扱っているなという、そんなような漁業協同組合があつ

になって、農林漁業金融公庫から出て
 いったおりますけれども、漁業の方面
 は、実のところを言うと、船だの何だ
 の、海上のものばかりに限定をされて
 おる。あるいはそれに関連をしたもの
 くらいであって、はなはだそっちの方
 面は手薄じゃないか。そういうふうな
 面は今後開拓をするお気持ですか。

○政府委員(西村健次郎君) 現在も沿岸振興対策として、今、東委員の御指摘のような点について手を打てるようになっております。私率直に申し上げて、北海道の超不振については、先ほど申し上げましたように、これは特別にいろいろ考えていかなければいけない場面があるのじゃないか。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、これは北海道庁はきわめて熱心で、系統団体と協力していろいろ調査し、現実にもう不振対策を果

施しております。また、その結果等を聞きまして、私どもとしては今後なお打つべき手がどういう方にあるか、どういう有効な手があるかという点は十分検討して参りたい、こう思っております。

○東隆君　沿岸の協同組合が約三千、それからそのうちで経済事業を担当しておるのが一千五百、それから漁業権の管理を主体とする漁協が千五百、こういうようなあらましの分け方をされておるようでありまして、私は先ほど千田委員が質問をせられた中身から考え、あるいはお答えになったことから考えて、どうも水産庁は漁業権管理を主体とする漁協に次第に沿岸の漁業協同組合を今後移していくのじゃないか、こういう心配をいたしておるわけであります。そこで、それをそういう

ふうなものにしないためには——階層別になつておるから、そういうふうにするのがあたりまえだというお考えのようにも聞かれるわけでありませう。そこで、先ほどの業種別の組合です、これは漁業制度調査会でもつていろいろ問題になつておるというのでありますが、私の方は業種別の組合は作るべきではない。業種別のものを作るなら沿岸の漁業協同組合を会員にした連合会を作るべきである。底びきの漁業協同組合をこしらへるにしても、それは組合ではなくて連合会をこしらへる、そういう態勢をとりますと、私は沿岸における漁業権、例のギャング的な行動をするようなことは、これはできなくなつてくるのであります。そういうふうな面ではない、それから沿岸漁業協同組合そのものが、もし連合会に出資をするものがはなはだ資本を持つておるごく少数のものだ、こういう工合ならば、これは沿岸の漁業協同組合をただ通過してそして連合会に出資するといふような、そういうような形式でもこれはやむを得ないのじやないかと思ふ。そういうような形でも沿岸の漁業協同組合と業種別の連合会との間のつながりをつける、そしてそういうような形でもつて作り上げてくるならば、これは協同組合一本でもつて沿岸の漁民がまとまつていく態勢が形の上ででき上がつてくると思ふ。今のようないふ形で進めていくと、ますます資本を持つておる、力を持つておる者は単独組合に加盟をして沿岸の方の協同組合に対しては力を注がないばかりではなくて、親方でありませうから、沿岸漁業協同組合の組合長とか、そういうふうなものになつて、そして

て自分の利益をはかる方には力を一生懸命注ぐけれども、沿岸の全般のためにはならないようなことをやるおそれが多分にあるのであります。そういうような点の一つ考へて、この際沿岸漁業振興のために、沿岸の協同組合に強力に力を注ぐという考え方でこの漁業協同組合整備促進を進められておると思うのです。だから、この考え方がらうと、漁業制度調査会におけるいろいろな意味がは出ると思ふのです。その意見が、私は今の業種別の組合を作ることに賛意を表せられておる人は、実は沿岸の漁業協同組合側を生かしていくといふような方面の人の意見ではない、こういうふうには私は断ずるので、その点はどうかいふふうにお考えですか。

○政府委員(西村健次郎君) 大へんむづかしい微妙な点がございます問題でございまして、私さつき申し上げたことについて、ちょっと誤解を招いたようでございますが、業種別組合というものを伸ばすという気持を申し上げたわけではございませぬ、漁業の実態からいって業種別組合というものをどうしても否定はできない場面もある、こういうことが申し上げた趣旨でございます。ただ業種別組合といふものがはたして協同組合にふさわしいものであるかどうかといふようなこともこれは問題であらうと思ひます。実はその業種別の組合の中には、今これは制度調査会でも当然問題としてぜひ検討してもらいたいと思ひますのは、協同組合じやないものに漁業調整等をやる水産組合みたいなものの制度を考へていく必要があるのじやないかという問題が一つございまして、それから業種別組

合、たとえば底びき等も全部地域組合、いわゆる沿岸の地域組合に入れてしまふといふこと、これも確かにある面では長所もございまして、逆に私はそれはいわゆる沿岸漁業の振興のために妨げになるという場面も出てこない場合もないと思ひます。言いかえれば、そういうところからいふと沖合の漁業者といふものが地域組合に入つてきた場合に、それらのものは資本力が強いものでございまして、組合に入つてかえつてボス化してその組合を牛耳る、そういうもののために組合が不振になる、そういうものは資金も多く必要としますから、組合の運営がそれらのためにひっかかり回さるというふうな場面が従来もありました。それらの点は一がいに業種別の連

中を全部沿岸組合に入れてしまつた方ははたしていいかどうか、その点は非常にむづかしい問題がありませう。先ほど申し上げましたように、漁業制度調査会ではこれらの点も関連しつついろいろ討議されているわけでございます。ただ業種別組合を認めるという主張をされる方が決して沿岸漁業の敵といふものの発展をはかる意味で純粋化をはかるという議論もそこにある得るわけでございます。その点はちよつと申し上げておきます。

○委員長(堀本宣実君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(堀本宣実君) 速記をつけ

この際、福田農林大臣の海外出張不在中、臨時農林大臣の職務を行なう國務大臣に指示されました菅野國務大臣

から発言を求められております。これを許します。
○國務大臣(菅野和太郎君) 去る十二日總理から福田農林大臣が留守中農林大臣の代理をせよといふことを、全く突然でありましたけれども、仰せつ

は農林行政は全くずぶのしろうとでありますので、私のようなしろうとよりかはかに農林行政の権威者の大任もおられるから、そういう方にお頼みになつたらどうかといふことを実は申し上げたのであります。まあ経済企画庁は経済全般に関する仕事をやっているとどこから、君もまた勉強にもなるだらうからやれといふことで、私ずぶのしろうとを顧みず実はお引き受けした次第であります。

幸い農林省では大野政務次官を初め優秀な政府委員の方がおられます。また参議院の農林委員会としては委員長初め各委員は農林行政についてのみなベテランであられますので、私といたしましては一つ皆さま方の御支援、御協力によつてこの留守中の大役を果たしたい、こう存じておりますので万事宜よろしくお願い申し上げます。

○委員長(堀本宣実君) 午前はこの程度にいたしまして、午後は二時から再開をいたします。
午後零時三十分休憩
午後二時三十分再開
○委員長(堀本宣実君) 委員会を再開いたします。

案を議題といたします。
午前に引き続き両案に対する質疑を行ないます。両案について質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○秋山俊一郎君 両案について二、三点お尋ねしたいと思ひますが、まず漁業協同組合といふものの設立された趣旨といふものは、これは申すまでもなく漁業者、水産業者の組織を強化して経済的、社会的発展をはかる、そして漁業の生産の増進をはかる、ことが趣旨でございまして、この組合が経済行為をやつておる組合と、ほとんどやらない組合、すなわち漁業権の管理を主体とする組合とに分かれておると思ひます。そこで、出資をしていない漁業協同組合がどれくらい現在ありますか、お尋ねしたい。

○説明員(上瀬功君) 出資の組合数は、単協で申しますと、都道府県知事の認可の単協で沿海漁業の場合に二十八、内水面で三百十一、非常に内水面の数は多いでございます。それから業種別漁協の出資の漁協、これが九つ、それから大臣認可の、これは県がまたがりますと大臣認可になりまして、単協で出資の組合は、沿海ではございませぬが、内水面で三つございまして、それから業種別で県をまたがる単協では出資といふのはございませぬ。以上でございます。

○秋山俊一郎君 そうしますと、比較的出資の組合は少ないのであります。が、ここに漁業権を主体として、経済規模の非常に小さい組合といふのは、数字で千五百組合出ております。この規模が小さいといふよりも、経済行為を全然やらないといふ組合がありませうかどうか。あればどのくらいの数

字が……。

○説明員(上流功君) 一応お手元に差し上げました資料の千五百という数字は、経済事業を活動にやっておるもの、活発と言つて語弊があるかもしれないが、経済活動を協同組合らしい格好でやっていると趣旨の調べでございませう。いろいろな調べ方はあるかと思ひますが、一応、職員数などとも三人はおるだろうということ、職員三人以上で切つて調べたわけでありませう。そうしましたところ、欠損金のあるものが六百九十五、それから黒字または欠損金三十万円未満のものが八百二という数字が出まして、結局、合計しますと、千五百弱でございませう。大体千五百でございませうが、結局、職員三人以上ある組合が千五百あるという格好であるということ、統計資料なり、あるいは昨年度統計調査部でやりました協同組合センサスの数字を見ますと、信用事業をやっておるもの、購買事業をやっておるもの、販売事業をやっておるもの、それぞれ一つだけやっているものを取りまして、もおおむね千七、八百という数字が出るわけでございます。従いまして、全くもう、およそ経済事業をほとんどやらない、ほんとうの漁業権管理しかやっていないというの千弱くらい、千に少し満たないくらいの数字ではなからうかと思ひます。

○秋山俊一郎君 そういたしますと、三千の漁業組合のうちに、千近いところの経済行為をやっていない組合がある。これはここでもう不振組合と称するものが、経済行為をやつて不振に陥つたというの不振でありませうが、

漁業権管理だけをやっているのは、これは組合が非常に進展しているとはいへない。これなんか、ある意味からいへば、不振組合のうちに入るのじゃないか。今度の促進法はさようなものを経済的に整備しようという趣旨ではないと思ひますけれども、漁業組合そのものが設立された趣旨から見ますと、経済的に発展性、生産の発展というようなことから考えますと、漁業権だけを主体として立てておる組合というの、おおよそ私は意味がないと思ひます。こういう性格からいいますと、私はまああつたかなと思つておりました。数百あるいは千に近いさうなものがある。私どももかつて、古い、戦前のいわゆる漁業組合と言つたような時代に、漁業権だけを保持しておつて、何にも経済行為をやらない、そういう組合の扱ひ方はまことに困つたのです。役所としても、ただ漁業権を保持しているだけで、そうして、やれやれすれば、それが漁業権の行使についてごたごたしている。漁業の発展どころじゃないのです。そこで、私は、これは根本の問題になりませうが、漁業協同組合というものを、漁業権管理組合というものを含まないで、これは何か一つ別の、何といひますか、組織体といひますか、たとえば、かりにいへば、漁業権管理組合といつたような性格にして、本来、経済行為をやつて、漁民の組織を強化して、いわゆる社会的、経済的地位を向上する、生産を増強するといふ性格を持たせないのがほんとうである。そんなものを持たせても何にもやらないのだから、個人々々の漁業権の行使をただどういふふうにしていくかとあんなに

するといふだけのものであるならば別の組合にしたい方がよいのじゃないかと私は考へるが、どういふふうにか当局はその点についてはお考へになりますか。

○政府委員(西村健次郎君) 今、秋山委員の御質問の点は、実は現実の事態として漁業協同組合の名にふさわしくないものが千程度もあるといふことは、協同組合全体から見ても、はなはだわれわれとしては、何と申しますか、もの足りないし、沿岸漁民の経済的、社会的地位の向上という法律の趣旨に沿わないわけでございます。御承知のように漁業協同組合というものが沿革的には漁業権管理団体から発達したものでありまして、昔の漁業法、旧漁業法におきましては、当初漁業組合のみがあつたわけでございます。それが漁業組合が経済行為のできる、しかも、出資しないで経済行為のできるというふうな組合を認め、次いで出資のある漁業協同組合という制度が認められた、そういう発展過程をとつてきておるわけでございますが、現在ありまする漁業協同組合のうち、そういう経済行為をほとんどしないような組合といふもの、これをどうするかという点、これは実はここにいます不振組合の整備といふものに乘らないものでありまして、その前段階の組合であります。これらの組合をどうするかといふことにつきましては、いろいろ制度上の問題も議論があるかと思ひますけれども、私どもとしましては、やはりこれらの組合も経済活動を活発にやるような仕組みに持つていく。たとえば合併といふこともありましようし、いろいろその面についての

国なり都道府県の指導といふのも浸透していく必要があるのではないかと、こう思つておるわけでございます。ただ、いそいそというものは漁業協同組合という名をはずして、漁業権管理団体という別個の構成を作つたらどうか、この点は確かにそういう有力な議論も現在漁業制度調査会でさういふ点も相当深刻に議論されたわけでございますけれども、大体の方向としまして、漁村にそういう別個に漁業権の管理の団体を作つていくことは好ましくないといふ方向に結論が出つたように、私も承知いたしております。私どもとしましては、別個のそういう団体を作つていくことよりも、むしろ現在漁業協同組合という名に値しないような、いわば休眠組合につきましてこれに活を入れるという方向でものごとを考へていきたい、こう思つております。

○秋山俊一郎君 私の方もそれは非常に望ましいのですが、三千の組合のうちで三分の一がそういう状態にあるといふことは、これは非常におかしなものであると思ひます。しかも、各県には県の漁連といふものがある。そうして漁連はそれぞれ負担金をもつて漁連を維持しているやうなやつては、そういう負担金を出すことについて、これらのいわゆる管理組合といふものは負担に耐える組合は少ないのじゃないか、そういう意味からいひまして、同じ漁業協同組合といふ名のもとに存在しているといふことが非常におかしい。私は必ずしも別の団体を作つていく意味でもないのですが、とにかく、現在のそういう経済行為をやつて、組合の精神にふさわしい組合と、ちつと

もそれにふさわしくない組合とが一緒になつておるといふこと、そのことがおかしいと思ひます。何かこれを分けてやつていく、もちろん合併によつて活を入れられる組合もありましようけれども、私の実際に見ておるの、活を入れようにも入れられぬ組合も相当ある。千のうちにはどれくらい活によつて生きていくかといふことになる、これは生きない組合が多いのじゃないか。そうすると、これは何らかの考え方をしなければならぬ。漁業協同組合といふ名前のもとに、こう眠つておるだけという組合では、まことに私は組合精神から見てもおかしなものだと思ひますので、この点は何とか別途の考え方を考へてもらいたいといふことを私は希望いたします。今度の整備促進の法案には、もちろんこれは乗らないのでありますけれども、これもやはり一つの組合の発展を促進するワケの中に入れるかどうかといふ問題だと思ひますので、今回のこの促進法のうちにはないとしてしまつても、水産庁としてはこれは十分考へてどう処置するかといふことを考へえなければならぬ、いつまでも取り残されたものは、そこに、漁業協同組合の名前のもとに、県漁連の中に入れておるかどうかはしりませんけれども、存在するといふことは、私は組合を冒瀆するような感じがするのです。この点は一つ特に考へていただきたいと思ひます。

それから次に、先だつてから漁業不振の原因がいろいろと述べられておりますが、北海道のように従来、来よつたニシンが来なくなつた、こういうようなものにつきましては、どうしても

庁も随分切っておらぬようだし、大蔵省あたりもまだもたもたしているようでありますが、水産庁としては、これに對してどういうお考えでありますか。まだだいぶ長い間試験をせなければいかぬものであるか、もうこの辺で一つ踏み出していいこうというお考えがあるのじゃないか、その辺の腹がまを伺いたい。

○政府委員(西村健次郎君) 漁業共済制度、これはたしか昭和三十二年の後半から実施されたものだと思います。本年で第四年度を迎えるわけでありす。この漁業共済というものを沿岸漁業業なり、その他の漁業、主体は沿岸漁業にあるべきだと思いますが、これの危険を除去するという意味で今後伸ばしていかなければならぬということについては、私ども全くそのつもりでおりまして、その方向で従来も実施して参りましたし、今後もっと積極的に考えて参りたい、こう思っております。ただこれはあくまで共済あるいは保険としてこれを伸ばしていくということを進めて参りたいと思っておりますところを、従来、はなはだ残念ながら保険制度を進める上における諸般のデータは全くないというところでこれは充足したばかりであります。いろいろわれわれとしても、率直なところを申し上げると、いろいろ暗中模索の点多々あったわけでございます。そうして現在試験実施と通常いわれておりますが、政府から調査を委託するという格好で、全国水産業協同組合共済会がやっておるわけでありす。やってみますと、やはりいろいろそこに問題があるようでございます。たとえば保険料の問題、危険率の問題、それから

加入の状況、いろいろ問題がございます。たとえば定置が入ることによつて、一つの定置が赤字になることによつて、どつと負担がかかってくるというやうな問題、従ひまして、私どもとしては、もうちょっとこの点は現在の態勢をもつて調査を進めて参る。しかし、その方向としては、これは本格的な実施にいずれ持つていく、その時期はできるだけ早い時期であるようにしたい、こういう念願で行なつておるわけでございます。

○秋山俊一郎君 大体御趣旨はわかりましたが、昨年の秋赤字に對しまして、いわゆる債務負担行為として政府が負担したものが五千万円に足りなかつた。そうしてみるというところ、さらに二千万円近いところの赤字が出ておる。それをやつたところで七千万円かそこいらのものをなんです。それを政府が渡すということ、ほかの共済事業に對する政府の力入れ方を考えるとあまりにもどうもまま子扱いをしていゝるのじゃないか、私どもはこれほど漁民が期待しているもの、これに對してあまりにも力の入れ方が足りない。農業共済はみんなやがっているのに、いゝ力を入れておる。こんなばかたことではない。これほどみんなが期待しているものには五千万円足らずの金をやつて、あと二千万円という金……、私はそう言つちや失礼ですけれども、昨年の暮れの予算を獲得するときに、赤字を補つてゐるために千六百万円という予算をとつた。とつたけれども、どうしてそれをを使へない。こんなむちゃくちゃな話はない。わずかに二千万円足らずでその組合がスムーズにいゝ

というのに押えて、ひよるひよるさせているというのは政府としてけしからぬ話だと思ふ。少なくとも試験実施といふことであるならば、今のお話のやうに委託試験みたいなことをやつていゝけれども、やつてみて赤字が出たら政府がみな負担するのはあたりまえじゃないか。それを試験だから一部は負担するが、あとはお前らからぶれといふてもかぶりやうがない。かぶるとすれば、共済掛金を上げなければならぬといふわけですね。事実わずかな金をやつてみても、二千万円に足りない。そのくらいのもは今後水産庁もびくびくしないで大蔵省に一つかけ合つてもらいたい。われわれが金をとつたつてそれは使えないやうではしょうがない。水産庁がもう少し強腰になればその金は使えらると思ふ。現在のところはそういう状態にあるので、私は役人の面子なんという問題じゃなくて、多數の漁民、国民のために思へば、自分の面子なんか考えずに一がんにばつてもらいたい。そうしてこの漁業共済制度といふものを活用することによつて、この整備促進と両輪のごとく、これはまた非常にやりよくなつてくる。ただ指導するとかなんといふことよりも、具体的にこういう問題が、方法があるのでありますから、これを一つ早く生かして、制度化して、安心して組合なり、あるいは個人の漁業者がこの共済制度に加入できるようにしてゆくならば、組合もまた不漁のときに大きな損失をこうむらずにいゝくでありましようし、組合員自体も大きな損失をこうむらずにいゝとすれば、そこに初めてその組合は活発に動きて得るといふことになると思ひます。

で、ぜひ一つこの共済制度の制度化といふこと、あるいは制度化がまだ急にいかないならば、少なくとも国家の債務負担の額といふものはもう少し引き上げて、掛金に見合うところの金とかいふやうなことで制限をつけずに、もし不足を来たしたならば、それは政府が見るとしたところで大した金ではありせんから、そういうやうな考慮を一つ払ふことを特に要望しておきます。それから次に、非常な超不振組合といふものは、一五〇%以上の負債を持つてゐる組合に對しては、まあどうにも手に負えないものもあるかもしれませんが、これは切り捨ててのでなしに、何らかの方途を講じなければ、大きな赤字を出しているといふことは、かつては大きな活動をしたといふ組合に違ひない。活動のできる組合に違ひない。それが何らかの理由でこういうふうになつておるといふことは、これを生かす道はある。生かせばまた生きて働ける。初めから働かない、じつとしてゐる組合は活を入れても大したことはないが、こういう組合に對しては、一体あなた方はこういう組合が八、十何組合あるのをどの程度までは生かされると、この法律によつて、お考へになつておられますか。

○政府委員(西村健次郎君) いわゆる超不振組合八十六組合あると申し上げましたが、これらの超不振の状況、その原因等もさまざまでございます。たとえばこれは北海道にはいろいろございまして、そのうちにはニシン地帯あたりには漁況の変化で非常に救いがたいやうなものも率直に申し上げてあるやうでございます。従ひまして、私どもとしましては、それらの具体的な各組合の実情に應じて臨時的にものを考へていくはかない、そうして場合によりまして、ある超不振組合、それは確かに秋山委員もおっしゃるやうに、かつては相当の事業をやつた、そこは漁協が自営をやつたりといふやうなことで超不振になつたやうな場合においては、これはやり方によつては必ず再建の道があると思ひます。従ひまして、出資を増額するとか、あるいは場合によつては組合の地区が狭過ぎるやうなことで合併するといふやうなことで、われわれとしてはできるだけこの再建整備に超不振組合も一つ乗つていくやうに指導していきたい、こう思つておる次第であります。今何組合どういふやうにと、こう概念的にはちよつと申し上げかねますけれども、具体的に組合ごとについて適切に對策を講じて参りたい、こう思つております。

○秋山俊一郎君 それから次に、中小漁業融資保証法の件について一つお伺いしたいんですが、今回の改正では、政府が持つてゐる求償権といふものを協会の渡して、協会が求償権を実施するといふことになるやうであります。これは政府が持つて請求をして取り立てをさせるというのと、その優劣といふ点では、得失といふ点では、そういった点は、改正するんだからこの方がいいとおっしゃるかも知れませんが、十分に検討されておりますか。

○説明員(林田悠紀夫君) 従来の法律で参りました場合には、国の債権といふいろいろな処分しなければならぬといふことになるわけでございます。が、今回は協会の債権になりまして、協会が政府へ納付するといふことになるわけでございまして、そこに大きな差異が出てくるわけであります。それでその内容といたしまして、どういふやうな点がいい点として出てくるであらうかといふことでございまして、まず旧法におきましては、履行を延期するといふやうな場合には、債権管理法に基づいてやるわけであります。それから、なかなか困難であるわけですが、今回は善管注意義務の範囲内におきまして、協会が任意の機関を設けて自由にやり得るやうなことにによりまして履行を延期する場合に非常によりやすくなるわけであります。それから次に、債権を免除しようといふやうな場合が出てくるのであります。旧法におきましては、法律に基づく場合を除いてはできないわけでございます。が、今回は原則として、やはり善良な注意義務の範囲内で協会が任意に基準を設けてやり得るやうなやうなことによつて免除が容易になり、従つて、償還もそういうやうなやうな点によつて容易にできるといふやうな利点があるわけでございまして、それから保険金の支払い後の措置といたしまして、旧法におきましては移転の手続を要しまして、登記とか、そういうやうな問題が生じて参りますが、今回は協会の債権になるわけでありますから、何ら移転手続を要しないといふやうな点もあるわけでございまして、それから次に、債権にかかる訴訟行為をやるといふやうな場合におきまして、旧法におきましては法務大臣の権限になりまして、これも相当めんどうなわけでございしますが、今回は協会の権限になり

まするので、そういうふうには法務大臣の権限としてやる必要はなくなりまして、これも簡易化されるということになるわけでございます。そういうふうな各面から申しまして、債権の管理とか、あるいは徴収に便利な方法が設けられまして、金融上の債権の回収といましては、この方がはるかにうまく行なわれるということになるわけでございます。

○秋山俊一郎君 その場合に、今の債権の切り捨てといいますが、債務をある程度免除するという場合に、協会独自でやるというけれども、本来、国が持っている求償権なり、いわゆる債権なりを、それを国に相談なしに勝手にやるのですか、協会が。

○説明員(林田悠紀夫君) これは協会が善良な管理者の注意に基づきまして管理を行なうということになっておりまして、協会がその善管注意の範囲内においてはやるということになるわけでございます。そうしてその場合に約款によりまして、大臣の承認を要するというようにいたす予定にいたしております。

○秋山俊一郎君 そうすると、承認を前もって得て免除するのではありませんか、あとで免除してから承認を受けては間に合わないと思うのですが、そうすると国も免除したということになるのですか、そうするとその点は国がやるのと協会がやるのとあまり変わらぬじゃないですか。

○説明員(上瀬功君) 今、漁政部長から申し上げましたように、一応約款で、これは現行でも約款によりまして、協会が何か債務処理に対して条件緩和するときには承認を求めることに

なっております。今後ともそういう方針を引き続き続けて参りたいと思っておりますが、今回の協同組合整備促進法との関連にかんがみまして、整備計画に従ってものはつきり確立し、知事も承認いたしましたようなそういう組合につきましては、協会が独自に動いていくことは、あらかじめ承認を与えたような格好で行政指導によりまして、できるだけ簡素化した形で条件緩和ができるようにいたしております。

○秋山俊一郎君 さつきから審議しておりますこの漁業協同組合整備促進法によつて整備組合となつてくる組合の債務の中で、融資保証法によつて国とか協会が持っている求償権の対象となつておる債務、その組合に対する……、その整備は普通一般と同じようにやるのですか。何か特典があるのですか。この整備促進法による促進をしている組合の債務、それに対する求償権が、その債務を整備するのにどういうふうにするか、そういうふうな整備組合でも、整備組合でない組合と同じようにやるのか、何かそこに特典でもあるのですか。

○説明員(林田悠紀夫君) その点につきましては、法律上は特に規定を記していない次第であります。国が協同組合の整備を、特に基金を設けて整備促進法によつて整備を行なつていく、そうして系統の金融機関が条件緩和を行ないまして、あるいは果がそれに付いて指導を行なつたり、あるいは援助を行なうというふうな場合においては、国といたしましては、これに十分の援助を行なつていくということに、今後こ

の中小漁業の融資保証法に基づきまする国の求償権を協会の求償権にいたしまして、国に納付せよという制度をとりまして、整備組合の場合にはその整備計画の内容を十分考慮いたしまして条件の緩和をはかつていきたいということに、法律には規定してございまして、そういうつもりでやっております。

○秋山俊一郎君 最後に、この整備促進法といひ、また融資保証法といひ、これを実施していつて、できるだけ債務者といひますか、あるいは組合員のために政府があたたい手を差し伸べているということに、非常にけっこうであります。がしかし、ややもすればそれになれて一向実効の上がらないところの組合があるのです。現に、そういうものに対しては一つ指導方針といひますか、こういう精神の生まれた温情にただなれてしまつて、こうなつていなるからまあやつていこうには何とかなるわといふようなことではなく、その組合ないしは組合員がともに真剣になつて整備をする、あるいは再建をするといふことではないか、ただこうしてやつてみては実効は非常に上がりにくいと思つてゐるのです。そういう点について、今後十分指導なり啓蒙なりといふことをしっかりやらなければいけません。その点について政府としては何か考えておられますか、どうか、その点を最後に聞きました。

○政府委員(西村健次郎君) 御指摘のように漁業協同組合の整備強化といふものは、こういう制度を作つただけで

は実際には実効は上がらない。これはまず第一に、やはり漁民の自主的な盛り上がりといふものが必要でありまして、それをそういう方向に持っていくためには、やはり何と云つても国、都道府県なり、あるいは系統団体による啓蒙の活動といふものもひとつと促進されなければならぬ、こういうふうな思つておられます。本年の予算におきましては、従来と同じように多少増額しまして、組合の指導、職員の旅費を都道府県に対して補助するようにしておりますが、衆議院における農林水産委員会の附帯決議にありましたように、今後はこういう指導体制をもつと強化して参りたい、そうして国、都道府県の線と、系統団体の線とが協力しまして、啓蒙なり、その他事業活動整備促進の強化に努めて参りたい、こう思つております。

○森八三三君 二、三お尋ねいたしますが、その第一は、今、秋山委員から最後に御質問があった点にも関連するのですが、漁業協同組合に限らず、いかなる共同の組織にいたしましても、その真の発展を完成するといふことのために、何と云つても、組合員の産業といひますか、事業といひますか、そのものがまず振興され、それをその組織である協同組合にかつて集めしめるかといふ基本問題が一番重要であるかと思つてゐるのです。これは理屈でも何でもありません、それでなければいけません。ところが、法律の四条に整備計画の樹立の内容として一号から七号まで上がつております。上がつておりますが、きつめて広く解釈すれば、そのことは第一号に含まれてゐるようにも思ふのでありますが、どうもこれ

を讀みますと、整備計画の一番根本にならなければならぬことが計画の内容として指摘されておられぬのではないかと、感じを持つております。不振組合が更生していくためにどうやるか、現に起きている欠損なり、固定化債務といふものを返済する、そのことのために前提となる組合事業の積極的な計画、それはさらに進んで参りますれば、個々の組合員の事業の進展に裨益するやうな計画といふものがまず先行する、それから初めてここに上がつてゐるやうなことを整備していくためにはどうなつていくのか、こう及んでいかなければ順序がおかしいと思つてゐる。これは第四号、一つ魂が抜けてゐるのじゃないかと思つてゐるのですが、これはどうなんですか。

○政府委員(西村健次郎君) 今、森委員の御質問の趣旨は、個々の組合員の、たとえば何と申しますか、漁業についていへば、漁獲の増進といふことの対策は必要じゃないか、こういう御質問かと思つてゐるわけでありまして、たびたび申し上げましたように、不振組合の不振原因、それをいろいろ分析してみますと、経営陣の経営が当を得てないといふのが相当あります。あるいは自営の失敗といふやうなことも、あるいは漁港の負担金の過大といふやうな原因がございます。そういう面もございまして、漁況の変化といふやうな生産基盤そのものの変化によつて不振になつてゐるというやうな組合、こういう組合につきましては、仰せの通りであらうと思つてゐます。しかし、これは当然組合の整備強化の前段階として、そういうことを別個に並行して私は考へていかなくちやならぬ、この辺につ

きましては、組合自体の問題というよりは、その生産基盤の強化というところとして、都道府県なり、系統団体も協力しまして、この問題を考へていく、整備計画それ自体にはなるほどそういうものは乗っておられないし、あるいはそういうものが不要ない組合は相当ございませうけれども、ここには特に入っているというふうにはお考えにならないかと思ひますが、当然、前提としてはそういうものも考慮に入るといふことは当然でございませう。

○森八三三君 当然のことだと言つてしまへばそれまでですがね。具体的に申し上げますれば、組合員の漁獲した生産物が協同組合を通じて自由に販売されている。そのことは、ときに組合員に利益するようなこともそれはあり得ると思ひます。と思ひますが、長い目で見ていけば、共同販売をやった方が有利である、にもかかわらずそれをやっておらぬ。それによつて組合の取得する手数料等も上がつてこないといふことにつながらるわけですが、ですから整備計画を立てる前提として、組合員が真にその組合を結集していくためにどう利用するかといふことをきめなくちゃならぬ。同時に、その利用するもの生産物をいかにふやしていくか、そのためには魚礁を作るとか、いろいろな問題が起きてくると思ひます。そういうような計画を全部整備計画としてではなく大前提に掲げて、それから組合の収支がどうなると、その上に立つての二号以下の問題が出てこなければならぬものではないと思ひます。この計画としては、事業運営計画といひますか、そういうもの

のが立つて、その上に基つて収支の計画が立つて、その収支から及んできたりする、またそういう事業を執行していくために、執行体制はどう整備すべきであるかといふことが出てくるのではないかと。その前提のことをやはりこの整備計画の内容としてはっきり定めさせ、同時に、それを審査して、その推進に指導を与えるとか、協力をせよとやるという体制がなければならぬと思ひますがね。それは別のものでいいのでしょうか。

○政府委員(西村健次郎君) 今、森委員の御指摘の点は、二つの問題があると思ひます。一つは、組合の共販体制を強化する。これはもう一号でねらっている全くそのものでございまして、やはり共同販売なり、あるいは共同購買といふような体制を強化しなくちゃならぬ。これは午前中も藤野委員からいろいろ御質問がございました。これは全く第一前提としてこの方策をはきり確立する。で、組合と組合員との間の結びつきを強化し、すべての漁獲物は組合を通る、これはもう全く必要だと、こう思つております。ただ、そのまた前の問題として、そのたとへば魚礁を作るとか、生産基盤を強化するといふ問題になりますと、これはすべての組合を通じてこれがなくちゃいかぬといふ問題じゃないもので、これは別にこれとしてやります。はつきりして、別途国なり都道府県といふものが、そういう施策をどういふふうに行つていくかといふ場合におきましては、当然この不振組合の整備強化といふものと並行して、こういうところを中心に向けられる、こういうふうによつて参りたいと思つており

ます。

○森八三三君 今お話のように、そういうような組合と組合員との問題の前に求められなければならぬ基本的な問題を考えなくちゃならぬ協同組合もあれば、そういうことは今当面の問題でなくて整備のつく組合もある。もちろんそういうことが実態であろうと思ひますが、そういうことを要する組合については、そのことをやるために漁業協同組合が新しい資金の投入をしなればならぬとか、いろいろな問題が必ず付随してくるのです。そのことは結局また新しい負担として組合員にも及びます。組合の経費の上にも非常な重大な関係を持つてくるのです。そういうことを織り込んで計画を立てなければ、真の整備計画にはならぬと思ひます。ですから、そういうことが当然考えられなければならぬといふのであれば、また考へるべきだといふのであれば、第四条の第一号にや

はりそういうことを認めてしかるべきじゃないか、こういう感じを持つております。

○政府委員(西村健次郎君) 先ほども申し上げましたように、その今の生産基盤の問題といふものが必ず必然的にひつづく組合とひつつかない組合とある、こういうことでございします。で、そういう整備計画を立て、しかも、生産基盤の問題も、また積極的な問題をやるといふ場合には、当然そういう組合につきましても整備計画でそういう面も考慮しつつ計画を立てる、そして都道府県がこれに認定をするといふことで、その計画の中の大きな全体の計画の中にはそういうことも当然織り込む、こういうふうにと考へており

ます。

○森八三三君 もうあまりそんなことを議論してもいけません、当然なことでたといふのでやばり切つちや、計画種類の中に私はそういうことをたわれた方が、そしてそういうことも都道府県なり、どこかで認定をしていくといふことが、やはり親切ないき方ではないか。それはそれで別だ、ほんとうの根本的の大前提は別の書類で審査をするんだといふことじゃないに、一貫のものとしてそれが当然重要なファクターになるのですから、そのことの具体的な計画を樹立せしめ、樹立したものに十分審査して、それから出発して、この整備計画といふものは遂行可能だといふふうにと認定をしていく。私は第一号で当然これはやらなければならぬことでありまして、やらなければならぬことである、求められて決して支障のないことであるし、求めるのが本来の当然の姿であると私は思ふ。この第一号の解釈を少し拡大すれば、そういうことをや

つたて悪いわけではないのですから、実際の行動の上で私はそういうことを期待するのですが、そこまではどうしてもいけません。

○政府委員(西村健次郎君) あるいは私の答弁がちょっと足らなかつたかも知れませんが、この第四条で「次に掲げる事項を定める」とある場合には、必ずこれだけのことはしなくちゃいけない、こういうことでございします。で、私は、まあそういうことを一号を拡大するといふ意味でそういうことを適当であり、必要であると考へるといふ場合には、当然そのことは一号で含めるといふことは、これは適当であ

ろうと思つております。従ひまして、こういう整備計画の認定は、五条の三項にある「農林省令で定める基準に従つて」行なうといふことによりまして、そういう組合につきましては、都道府県知事がそういうものも当然考慮しつつ認定に当たるといふことをわれわれは期待しておるわけでございます。

ただ、私のさつきから申しました答弁は、当然一号ですべての組合に定めなければならぬといふふうには考へてはおりないで、必要な場合には当然これに含めていいものと、こういうふうにと考へておるわけでありませう。

○森八三三君 それから、次にお伺ひしたいのは、第二条の二項に「資産の適正な評価を行ない」という表現があります。これは文字をそのまま受け取ることによぶさかではないし、当然な規定なんです。が、「適正」といふ言葉は、これは非常にむづかしいことなんです。これはどの程度まで、一体、考へておられるのか。「資産の適正な評価」これのやり方いかんによつては、欠損が非常に多くなつてみたり少なくなつてみたりといふことになり、それはひいて助成金と申しますか、利子の補給と申しますか、そういうものにもつながつてくる問題になるので、この認定は物理的とはいへぬこと、す。いかぬことですが、何年以上利息も入つておらぬとかいふものはどうするとかいふ標準でもお与へになります。この法律には当てはめていただけないようなことに、まあ救済の措置なしといふような組合になると、適正な評価を行なわずに適正な評

価を行なったかのごとき姿をとって、ある一定年間補助金だけはもらって、五年たったあとにまたお手上げで何にもならないということになる。適正評価というものは、実際、これは必ずかしい問題なんです。具体的に指導される場合の心がまえは、これはどうなんですか。これは聞くことが無理かもしれませんが……

○説明員(林田悠紀夫君) この問題は、個々の漁業協同組合に当たりましては、ほとんど慎重にその整備計画を考へる場合にきめていかなければならぬというふうな考へておりますが、一応農林省令でどういうふうなことを定めていくかというのを申し上げたいと存じます。

それで、まずこの規定によりまして貸借対照表を作成する場合に、いろいろ適正でないところの、実際は損失であるというふうな債権が出てくるわけでありまして、その債権に相当する額を損失金額といたしまして、これと同額を貸し倒れ引当金として計上するようにしたというふうな存じております。それで、そういうふうな債権は時効とかまたは債務者の死亡、失踪、解散もしくは破産によりまして、取り立て不能となった債権額、それから債務者及び保証人の弁済能力が不足いたしましたというものは、その担保物件の価額が債権の額に満たないため取り立て不能と認められる部分の債権の額、そういうふうな債権額を損失金額として計上していきたいというふうな考へております。それからこの規定によりまして貸借対照表を作成する場合において、たなおろし資産とかその他の資産の評価にあたりましては、当該資産の

帳簿価額のうちで時価を越える部分に相当する金額を損失金額として欠損金に算入するように指導したい。そういうふうな一般的な原則は考へておりまして、あとは個々の場合に適用をしていきたい、こういうふうな考へ方を持っております。

○森八三三君 今の御説明通りで、それ以上はなかなかむずかしいものだと思いますが、これは実際に当たりますととなかなかむずかしい問題だと思ふんです。これは不適正評価をした方が援助がよけいもらえることになってみたり、対象組合に拾い上げていただけという条件が備わってみたり、こういう点があるということが考へられま

すので、その辺は今の部長からお話の基準について、さらに私はその内容をなす詳細なものをお考へになる必要があろうと思ひますので、この点を希望を申し上げておきます。

それから第三項で漁信連だとか、中金なんかと協議して定めるということになっていようであります。また、もいたしますと、金融の立場に立つ機関がいろいろの計画を審査いたします。それから、きわめてその事業が消極的になるのです。これはもうもうからぬ仕事は一切やめちゃえ現に農協なんかの再建整備の場合に、協同組合は組合員の社会的地位なり、経済的地位の発展をはかるんだという大きな看板からさらに具体的に生産協同体としてしっかりやらなければならぬ、こういうことで高い生産指導だとかというのを考へておいた。ところが、そういうものは流通過程の仕事とは違つて、事業分量にすぐ適合して利益が上がつてこないのです。収入としてはすぐはね返つて

こない。長い目で見ていけばそれはもちろんよろしいのですよ。ところが、そういうことをやめちゃえというので、現に農協に例をとれば、畜産なんかはやめちゃえ、青果のこともやめちゃえ、一番組合員がやってもらわなければならぬと考へているのはそういうことである。ところが、米を取り扱ふような、政府の方からトンネルで金をもらえるやつはこれはよろしいが、そういうことは切り捨ててしまふと今になってみるとそれをやつたことが非常にマイナスだ、ここでもう一べん再出発をされるというふうな変な姿になつていける、現実にはそこで整備計画を立てることは、一番最初に申し上げた組合のための事業をやるんですから、その組合のために真に今迫つてい

る事業というものは、なかなかそろばん勘定の上には乗つてこないというところで切り捨てられてしまふ。それでは本来の協同組合あるいは協同組合連合体としての面目を發揮し得なくなつてしまふやうな、ほんとうに多少高利貸的な存在になつてしまふという危険が私は感ぜられるので、そういう点は一考を考へていただきますか。

○政府委員(西村健次郎君) この第二條第三項によりまして、金融機関、信漁連あるいは農林中央金庫と協議する。この協議する内容は整備計画の樹立についての全体をどうするのだということも当然入るのです。また、具体的な問題は、これらの信漁連あるいは農中の当該漁業協同組合に対する貸付金について、利息の減免とか返済期を延期するとか、あるいはその他の援助というものが主としてございまして、しかし、当然整備計画の樹立ということ

についても協議する以上は、今後どうしていくかという問題を、これらの信漁連あるいは農林中金というものと積極的に相談しなければならぬ。これは言いかえれば、漁業協同組合は農協と違ひまして、幸か不幸か米の供出のごとき座して収入を得る道がないわけでございますので……座していいますとはなはだこれは不穏当な言葉でございますからこれは取り消しますけれども、当然入つてくるあれがございせん。何か仕事をしないかと再建整備で、何かそれを見つけていかなければ、当然そういう関係で農林中金なりあるいは信漁連ともこれは貸付金を取るためにも、今後どういう仕事をしていくかというところを、こういうことを積極的にそこを当然相談に乗つていただければ、こ

ういうふうな思つております。私は座してというものはなはだ不穏當でございますので……

○森八三三君 長官のお話はよくわかります。わかりませんが、実際問題として、現に貸付金が固定してそれをどうやって取るかということ、信漁連にしてもその他万般の金融機関債権者は非常な心配をしておるというときに、それを返すためにさらにこれだけの資金を使ふはこうなるといふ計画を立てても、なかなかそういうことを積極的に推進していくというところは、まあまあよほどの腹のすわつた人であれば別問題ですけれども、これはまず常識的に判断するところではないと。そうすると、もうこり固まつて小さくなって固定化しておる債権を整理をするということだけに、極端にいえばもう縮小されちまう。だからもっと

端的にいえばもう一切の事業をやめなさい、そうして税金の上がつてくる収入だけで利息の補助金をもらつて、そうして五年なら五年のうちに債務だけを整理してしまふ。そのあとはまたそれから出発すればよろしいのだというところになる危険があるのですよ。これはだから、その辺は指導機関としての農林省なり都道府県の水産課なり、あるいは全漁連なりそういうところがしっかりと見守つていかなければならぬ。農林省が、なかなか全漁連でもりっぱなスタッフはいらつしやるけれども、債権者の前に行くところ頭も上がりませんからそこまでは強く言えなくなる。そこをまたバック・アップするのは役所なんですけれども、その辺はよほどしつかり考へてもらふねと、このことをやるために漁業協同組合が事業的には後退する、時間的にはですよ。そういうことが生まれる危険を感じますので、ここで協議しなければならぬ。というところが、計画全般の積極的なことについて、あまり債権者の立場からめんどりの起きないやうに指導していただきたいと思ふ。その辺はしつかりできますか。

○政府委員(西村健次郎君) この協議は当然まあ利息の減免とかそういうことは、弁済の延期等をしてもらうやうにしまくちやなやしませんけれども、ただいま御指摘のやうな点につきましては、私も都道府県あるいは系統団体を通じ、そういう一連なる整備のためには、関係機関、ことに信漁連なりあるいは農林中金の方にも私の方から積

極的に強くこの点は働きかけていきたく、こう思っております。

○森八三一君 それからこの利子補給の限度、それから合併奨励金の交付の内容はどうかですか。

○説明員(林田悠紀夫君) 基金からの利子補給といたしましては、三分二厘を今考えておるわけでございます。そうしてこれに对应しまして果とかあるいは金融機関が利子補給並びに減免をいたしまして、六分五厘程度減免するというふうな考え方にいたしておるわけでございます。

それからその他の合併奨励金とかあるいは駐在、巡回の指導員あるいは整備委員会等の費用というふうな今回の整備に伴いまして、他にもいろいろ経費が要るわけでございますが、それにつきましては予算で計上いたしておりまして、合併奨励金といたしましては三十五年度百二十五万円、一組合当たり十万円の二分の一補助ということで考えております。

○森八三一君 利息の方はですね、最終の利息を三分二厘にすると、そのために六分五厘程度を助成するということですね。そういたしますと、現在九分七厘であるということに前提されますが、九分七厘に六分五厘補助するから、三分二厘になるのだ。一体九分七厘という金利はですね、実際固定化債権を持つておる漁業協同組合の平均金利と見合いますか。現在の固定化債権の、たとえば債務と見合いますか、その債務の金利と見合いますか。

○説明員(林田悠紀夫君) 九分七厘二毛というのは、実はこの金利には末端の最終金利といたしまして、いろいろ相違があるかと存じております。それ

れでまあ一般的に申しまして、大体長期の金利といたしましてはまあ一割くらいなものではないだろうかというところが考えられます。そのほかに短期の運転資金とかいろいろ考えまして、平均いたしますればまあ九分七厘程度ではないだろうかというふうな考え方を持っておるわけでございます。

○森八三一君 その大体でなしに、これだけの計画を立てるには、不振組合の実態をある程度御調査なすつて、金利等についてもおおむねのものをおつかみになった結果としてそういう数字が出てきたと思うのですがね。今お話のように、おおむね九分七厘前後だということでありましたら、それで一応三分二厘は平均的には完成するんですからよろしいやうでございますが、私はもう少しこういう不振組合の借り受けておる金利というものは高いんじゃないか。二銭五厘といたしましては、割二厘ほどになりますね、今日金利は非常に下がっておりますけれども、この焦げついておるのはいくらとすると日歩四銭くらい、これはまあ今度解消するんですけれども、にいたしまして、三分二厘するんだとおっしゃる話でございますが、三分二厘にない話でございます。で皆さんが御説明なすつたことが結果的にはうそを言ったことになってしまふ。

○説明員(林田悠紀夫君) 日歩二銭五厘にいたしますと、年利に換算いたしますと九分一厘でございます。大体まあ二銭七厘あるいは二銭七厘五毛程度が、この今まで調べましたところでは最終の金利になっておるようでございます。

○森八三一君 間違つて失礼いたしました。二銭五厘ならそうです。九分一厘幾らですね。そこでですね、具体的には、九分一厘見当のものもありましようし、一割をこえるものもありましようし、あるいは九分以下の場合のものもありましようし、これは非常にまちまちであらうと思ひます。その場合にですね、整備計画が立つて利息の助成をする場合に、一律に三分二厘になるようにするということなのか、補助率を六分五厘で押えるということなのか、どっちが優先するのですか。最終は三分二厘にするという、一割以上のものには、これは七分も八分も補助してやらなければならぬということになりますし、八分見当のものが入つておるところには五分も補助すればよろしいということになるし、補助金の方で調節をして最終をおさめになるのか、最終をきめておいて考えていられるのか、どうなるのですか。

○説明員(林田悠紀夫君) 利子補給の場合にまず考えますことは、先ほどの金融機関からのいろいろの援助の内容でございます。それで御承知のように、農業協同組合の整備促進の場合におきましては、農中とかあるいは信連が三分二厘程度の金利を一般的に申しまして補助をいたしております。それで今回は信連が特に異なっております。現在、農業におきましては農信連が相当な確固たる地盤を持つておるわけですが、漁業におきましては、まだそこま

でいいというふうな状況がございまして、一応金融機関から一分七厘程度の補助を希望しておるということでございます。従ひまして、基金からは三分二厘の利子補給をいたした

い。果はその半分の一分六厘、その他は金融機関の実情によりまして多少金融機関からの利子補給が動くのではないかとこれは考えておる次第でございます。しかし、少なくとも末端の整備促進組合におきましては、三分五厘以下の金利を自己が負担すればいいようにいたしたいというふうな考え方を持っておるわけでございます。

○森八三一君 そうしますと、基金の方から三分二厘、半額の一分六厘というものは固定しておる。考え方としては、ただ、漁信連等の一分七厘を期待しておるというのが、その事態いかんにより、あるいはまた、漁信連の資産の事業運用内容等によりましてこれが二分になってみたり、一分三厘になってみたりする、いずれにいたしましても結論としては、単位組合の負担というものは三分五厘以内になるように措置をいたしたいというように了解してよろしいですか。

○説明員(林田悠紀夫君) 基金からの三分二厘というものは、固定しているというふうな考え方をしております。それから果はその半分の一分六厘ということをお考へておりますが、果によりましては、今までもつと援助をしてもらつておる果もございまして、もつと援助してやろうというところになりましたならば、一分六厘以上の利子補給を期待したい。それから金融機関は、先ほど申しましたように、変化があるというふうな考え方をしております。

○森八三一君 そこでわずかな金額ですけれども、都道府県をして、一分六厘程度あるいはそれ以上の補助をさせようということになりますと、地方財政計画には一応織り込んでなければなら

ないと思ひますが、それはこの法律作成の過程を通じて、自治庁の方とは話し合いが済んでおりますかどうか。○説明員(林田悠紀夫君) その点につきましては、何回も自治庁の方と協議をいたしておりまして、地方財政計画の中には、この利子補給を織り込んであるということになっております。

○森八三一君 その次に、合併の場合の予算としては百二十五万円で、一組合当たり十万円、その二分の一というものを一応予定しているということですが、この場合、合併後存続する組合を考へるのか、合併される組合の数を考へるのかというところは、どういうふうな整理しておりますか。つまり五組合合併して、一組合成立するといふ場合には、五万円ということなのか、五組合合併すれば二十五万円の補助金をやる、こういう考え方が、どっちですか。

ももらぬ、ほとんどそう変わりのないことなんです。しかも、それは漁協は非常に小さなものがたくさんある、そういうものをたくさん合わせて七つも八つも出てくるという場合に、それでも十万円ということじゃ、何だか羊頭肉のような感じがするのです。それは当然やらなければならぬことをやるのだからという感じで、積極的に奨励しようという意図ではないということなんです。

○説明員(林田悠紀夫君) まことに仰せの通りなんです。けれども、実はこの組合の整備は、農協の組合の整備が今まで行なわれておりまして、合併奨励金も農協と同じ単価ということになっておりまして、それ以上なかなかやはり予算の関係もございまして出し得ないということ、十万円では少ないというところは考えられますけれども、そういうふうな事情でございまして、しかし、五組合が合併する場合もありますし、あるいは二組合が合併する場合もあるというふうなことがありまますから、一組合十万円という場合に、そこに弾力性をもって補助をいたしていききたいという考え方でござい

○森八三三君 弾力性というのは、先刻のお話では、五組合合併しても最後に存続する組合に対して一と押えておる、こうおっしゃったですね、弾力性ということになる、五組合の場合と二組合の場合では、十万円に多少差等をつける、こういうことですか。

○説明員(林田悠紀夫君) そういう意味でございます。

○東隆君 私は実は農業の方の農業法人に相当するものが、漁業協同組合なり

漁業生産組合ではないかと思うのですが、この法律で漁業生産組合と沿岸漁業協同組合については、これは加入できないようになっておるのじゃないですか、法律は。

○説明員(上滝功君) 現在の水協法では、生産組合は正組合員でなく、準組合員として地区単協に加入するといいう格好になっております。それから連合会には単協と生産組合とは同等の資格で正組合員になれる、現在の法制がそうになっております。この問題につきましては、先般来からの漁業制度調査会におきまして、少しその点は考え直すべきではないか、単協につきましても生産組合は単協の正組合員としてやるべきではないかという御意見でござい

○北村暢君 まず第一にお伺いいたしたいのは、今回の整備法によりまして、整備を行なう対象の組合について、赤字組合と、それから超不振の組合と考へておるようでございしますが、これは再建整備法で、現在まで整備をやつてきて、なおかつ整備ができなくて、残ったものを整備するのでありますから、今後の対策として、私は、この法律でも五カ年計画で大体実施して、なお整備できないものが、超不振組合等が残るということのようございしますが、それについて、この法律の五カ年計画後における対策というものは、なお考えられておるのかどうか、この点を一つお伺いいたしたい。それは、なぜそう言うかという、この法律の実施によって、超不振組合以外のものは、完全に整備せられる、で、この法律実施後、計画実施後において、超不振組合というものは残らない

い、こういう態度で法案の趣旨というものが考えられているように受け取れるのでございしますが、超不振組合以外でもまたこの法律実施後に残るということになる、何回も繰り返さなければならぬことになってくるんじゃないかと思うのですが、そういう点の見通しについて一つ御説明を願いたい。

○政府委員(西村鑑次郎君) この法律で再建整備を五カ年でやるということとは、これは一斉に五カ年で、たとえば三年後に指定しまして一斉にやるというふうには考えておらないのであります。これは御承知のように、漁業協同組合の不振原因も、組合々々によっていろいろ事情があるのです。そういう点から、できるだけ早くやろうという趣旨には変わらないわけでございます。たとえは超不振組合であつても、そこで再建計画をまず立てて、そのうちに不振組合で整備計画に乗ってくるというものもございまして、あるいはまた、漁況の変化等によりまして、そのうちに不振組合になってくるというものも考えられないことではないわけでありまして、そこでできるだけ早く再建整備をするということにいたしたわけでありまして、これはもちろん資金等の関係もございします。それで指定日の最終期限は、昭和四十二年の三月三十一日、こういうことに、一応政令では予定しております。もちろんそれまでええんやとやるといふ趣旨ではございませぬけれども、一応整備しなされた場合におきましても、今申し上げましたように、あとからまた出てくる可能性もある。あるいは超不振組合等は、計画を立てて、その後初めて再建整備に正式に乗ってくるという面もあ

りまして、それらの点を勘案しましてこの基金制度というものを採用したわけでございます。いわば漁業協同組合における再建整備というものをできるだけすみやかにやりますけれども、やはりまた残る部分もある、それについてまた対応し得るという態勢をとるために基金制度をとつたようなわけでございます。

○北村暢君 次に伺いたいのは、超不振組合でございしますが、これは現在の調査で八十六組合あるということですが、これは、固定債務その他の二分の一までの整備をする、その残ったものについては、今のところ具体的に再建ということがうたわれておらないのであります。超不振組合になりまして、二分の一の整備をして、なおかつ、今後再建できるという望みがあるかないかということについては、非常に困難だろうと思つて、従つて、私は、ここで債務の相当ななな上げでもする必要があるのじゃないか。二分の一残ったものをなおかつ、ええつつ整備をするということは、非常に困難じゃないか。従つて、この際思い切つて長期のたな上げ等の措置というものは考えられないものか、こういうふうにお考えのようですが、これに對する具体的な措置というものを考へておられるのかどうか、この点を一つお聞きしたい。

○説明員(林田悠紀夫君) 御質問の趣旨は、長期のたな上げをやる——固定化しておる債権とか、あるいは、もうとでも取れない債権あるいは悪い債務などというふうなものをたな上げたしますためには、それに見合ひまして、増資ができない限りは、借入金をして

いたしてやっていくという必要があるわけでございますが、その場合、その借入金について長期に利子補給をやつていきまして、次第にその借入金の返済、解消をいたすということになるのじゃないかと存じます。それで今回、その債務の二分の一を五年間で消すことにいたしまして、それで結局あとの二分の一は、仰せのように、たな上げということにならざるを得ないわけでございます。従つて、五年で解消はできないわけでございますから、ほんとうに債務をすべてなくしていくという必要が出てくるわけでございます。それで今回は、指定の期間は五年にいたしております、それから債務の二分の一までの完済は五年計画にいたしておりますが、この整備基金は、年限の制限は考へてないわけでございます。一応国からの基金への貸付は十年というふうに考へておりますが、基金は十年以後においても存続いたしまして、そういうふうな超不振組合の整備は、十年以後におきましても万全を期していききたいというふうな考へを持っておるわけでございます。そのためにこういうふうな基金制度を採用いたしまして、大体仰せのよう御趣旨によつて整備をはかつていくということになる次第でござい

○北村暢君 そうしますと、この法律で一応五カ年でやる、その後に残るものは、基金を継続して、なおかつ利子補給その他をやつていく、こういう趣旨のようございしますが、そうしますと、この二分の一の整備のできないものは、この五年間は全然手がつかない

で、そのままの形で残ってしまう、
 こういうことになって、それは五年後
 の、この法律が継続されるかどうかわ
 かりませんが、その後について考える、
 このように理解して差しつかえありま
 せんか。

○説明員(林田悠紀夫君) この指定につきましては、五年間でやっておるということは、法人税とかいろいろそういう特典がございますので、指定は五年間でいたします。そうしますと、超不振組合にもいろいろあるかと存じますが、大体二分の一を解消いたしました、それであと二分の一、自分の力で再建ができていくというふうな組合もあろうかと存じます。そういう

け早く取り上げてやっていく。それからそういうことが困難であるというふうな組合につきましては、五年の範囲におきまして、あとの方のたとえば三年たつて四年、五年とか、あるいは五年目に指定するとか、そういうことによりまして、十年経過いたしましたも、それ以後に継続して整備ができていくというふうな方法をとりました。実情に合った整備計画を作つていきたいというふうな考えております。

合併組合の件でございしますが、この点について、前の質問者からいろいろ出ておりますけれども、大体三百くらゐのものを予定しておいて、赤字組合と重複するものが、そのうち約半分ある。このようなことの調査になっておるようであります。この合併の目標でございしますが、これを見ると、資料を見ますというと、大体全国平均と比較しておるようでございしますが、従来

先ほどから出ておりますように、農業協同組合との比較からいっても、規模が非常に小さい。そのためにまた不振の原因にもなっておる、こういうような点からいって、合併の三百組合というのはどういう基準でこういうような考え方が出てきているのか。いろいろな地域的あるいは諸種の事情でなかなか簡単にはいかないのかもしれないけれども、もっと積極的に、やはり合併を促進して健全化するような見通しをとるべきではないか、こういうふうにいるのですが、この合併の三百という調査の出た基準が、一体どのような点からこういうものが出たか、一つ説明をしていただきたい。

○説明員(上海丸君) この二百九十二の組合数は、これは私どもが調べました県を通じての調査でございます、これは率直に申しまして、われわれの方からこういう基準で合併をしろうといううような、そういう基準を流して調べたわけのものではございません。むしろ現在県段階で行政指導をしながら、この程度のものはこの二、三年ないし数年の間にやれるであろうという目安のついた対象組合と思つていただきたい。現在漁業制度調査会でいろいろ議

論が出ておりまして、組合の規模を大きくするということはすべて確認されたような意見になって参つたのでありますが、その際の組合の適正規模が何であるかということにつきましては、これはいろいろ問題もございまして、まだ確たる成案を実は私も事務的に詰められておりませんが、せんだつて実はこの予備審査の段階におきまして、藤野先生からも、かなり大きい規模の組合を想定すべきではないかとい

う御意見もございまして、私も非常に参考にさせていただいたわけでございますが、当面、制度調査会あたりで議論をしておりますことは、漁業協同組合の持つております漁業権の実態なり、あるいは現在のいわゆる漁業の、みさを回っていく場合に、片方の方は根付き磯付きの漁業、片方の方は漁船漁業をやっておる、そういういろいろないろいろ実態がさらにございますので、そう極端に大きい規模のものは想定できないのではなからうかということとで、漁業制度調査会の議論では一応旧市町村地域ぐらゐの地区を対象にいたしましたして、組合員数といたしましては、現在全国平均大体二百人ぐらゐで

でございますが、少なくともこれの倍ぐらゐの組合員を考えるべきではないだらうかというところの議論でございます。

○北村 昭君 次にお伺いしたいのは、本年度の予算で漁業協同組合の整備に関する予算が、前年度からこれを比較しまして、大体一億円の増加になっております。これは基金に対する貸付金が一億円ふえておる、こういうようなことで内容的には、予算の内容的なものに対しては大体昨年度の規模とほと

んと変わらない状態になって来るのでございしますが、そういうような点からいって、この整備の実態が今後の予算確保の問題からいってどのような見通しにあるのか。それから基金に対する貸付金の一億というものは、この前の説明をちょっとお伺いいたしましたけれども、これは来年も続いて貸し付けをしていく、こういうことのようでございますが、計画量としては一体どのぐらいを考えているのか、それを一つお

伺いたいと思います。

○説明員(林田悠紀夫君) 協同組合の整備促進に対する予算でございますが、昨年度駐在指導の費用とか、あるいは巡回指導費、こういうものを組んでおったのですが、その指導の費用の規模といたしましては、三十五年度におきましても大体同様でございます。三十五年度において特にふえておりますのは合併奨励金の百二十五万円と整備委員会の、これは県に整備委員会を作るわけでございますが、整備委員会の費用の七十五万円でございます。そのほかに、国の貸付金といたしまして一億ふえておるということに相なっておりますので、来年度の三十六

年度の予算につきましては、先ほど長官からも申し上げましたように、衆議院におきます大臣の御答弁もございましたが、できるだけこの基金に対する貸し付けをふやして参りたいというふうに考えておる次第でございます。

○北村暢君 次に伺いたいのは、基金のことでございますが、これについては前にも予備審査の段階でもお伺いしておるのですが、今年度の計画である管理費、大体百万を見ておる、こういうことのようにございまして、そ

で、その他は非常勤というような形で、こういうことで、基金としての経費を、なるべく管理費を削減したい、こういう考え方で出ておるようでございますが、私はこの基金というものを、これだけ法律でしっかり制定をして、できる理事長並びに理事、監事の役員という者の給与を基金そのものが支給しない、こういうことは常勤する理事長一人だけという考え方は、私は

こういふ法律で制定するものの性格からいって非常にまずいんじゃないか、このように思うのです。と同時に、この基金は、必要があれば地方にも置くようなことになっているのですが、この基金の構成というものについてどのような考え方を持っておられるのか、連合会の、全漁連の援助を得てやるのだ、こういうことのようにございますが、こういう法律で制定する基金の性格からいって、そういうことは非常に運営上からいってまずいのではないかと、こういうふうに思うのです。で、將來これが運営がうまくいって、問題が起こらなければいいですが、相当ないろいろな規定上の罰則、その他なんか

もつておるのでございますから、運営がまずきといった場合における責任というようなものを勘案しますと、どうしてもやはりこの基金というものを充実させるためには、常勤が一人というようなことでは十分ではないか、このように思っていますので、どのような考え方を持っておられるのか、具体的に説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員（西村備次郎君） 今北村委員の御指摘の点は、まことにそういう

在の基金、政府の貸付が一億圓、それから業界と申しますか、系統団体なり、中金なり、信漁連の出資、これが当初の予定が一億圓、今年度は一億五千万出る予定でございます。いずれにしても二億ないし二億五千万圓という基金で当初発足いたしました以上は、この運用益というものはおのずから額に限度がございます。従いまして、これができるだけ利子補給の方に

○北村暢君 その場合、出資者であります漁業協同組合連合会あるいは信用基金、中金が出資をする、その場合利益金は、これは返済しない、こういう規定になっているかと思うのですが、この関係はどうなるのでしょうか。中金等において出資をした場合に、それに対して利益というものは配当がないという事になれば、中金の方の出資との関係ですね、そういう利益のないものに出資をするということがどうもこの法律によって押しつけるような結果にならないか、このような感じがするのですが、この点をちょっとはっきりいたしませんので、説明をお願いします。

○説明員(林田悠紀夫君) その点は全く仰せの通りでございます。出資に対して配当をいたさないということでございます。しかしながら、こういうふうな整備促進を基金によってやっていきますという事によりまして、農林中金にいたしまして、あるいは信漁連にいたしまして、自分の債権を将来にわたりますては確保ができていくとか、いろいろそういう系統全体として自分の利益に還元されてくるという面が非常に多いわけでございます。そういうふうなことを考えましたならば、出資をいたしましてその配当がないということも忍ばれまして、なお系統全体としてよくなっていくということによって利益が上がっていくということも言えるのじゃないかと存じます。

○北村暢君 そうしますと、これは団体、協同組合は非常に、先ほど来ほとんど金利のつかない金と低利の金を、そういうところまで利子補給がある、これは非常に助かるわけなんです、

そのために漁業協同組合連合会並びに信用基金協会、中金というものは——中金もその出資をする場合に中金自体の資金、これを出すわけでありますから、これも当然一つの何とない、経済行為を行なっておるわけでありますから、そういうふうな観点からいってどの程度の、将来取れないものが取れるという事はそれはいいのでありますけれども、どの程度の利子補給をしたものが、中金その他に還元されていくわけですから、それでは普通の中金の業務をやっているものから比べて、何といいますが、十分な利益をあげられない、こういう結果になる、その割合はどんな程度になるのでしょうか。先ほどの説明だということ、非常に抽象的で固定債務になっておるものが返ってくる、利益はあるでしょうけれども、実際にその中金が正常な業務を行なっている点からいえば相当なやりの犠牲を払うのじゃないか、こういうふうな考えられますが、その犠牲の程度というのは一体どんな程度のものなんでしょうか。

○説明員(林田悠紀夫君) 仰せのように、ある程度犠牲になるという点も出てくるかと存じます。先ほどちょっと申し上げました余剰金の運用の点におきまして、農林中央金庫とかあるいは信漁連とか、そういうふうなところへ預金をするというのは相当多いだろうということを考えております。それでたとえば中金が三千万出資をした、従って、その一割の金利として三百万という事になりますと、今度は基金の方の余剰金運用で、一億中金に預けたといたしまして七分は基金が中金から利息をもらう、そ

うして中金が一割で回すということ、これはその金だけを一割で回すという事は困難であります。もし一割で回すとしたら、それと同じ金額を中金が得るといふことにもなります。一例を申し上げますと、そういう点もありません。その犠牲を少なくして協力していくということも考えられると思ひます。

○東隆君 私は、この不振漁協対策関係で、この際特に考えていただかなければならぬ問題があると思ひます。それは不振組合のやはり中心の問題は販売事業と購買事業が、これがお互いに制約を合して進んでおらないというところだと思ひます。それで漁業でもって販売事業を伸ばすためにはやはり農村で肥料を、しっかりと購買事業でもってやると同じように、漁協ではその肥料に相当する石油をやはり協同組合が組合員のために供給をする、この態勢を確立しなければ協同組合としての発展はおそらく望めないのじゃないか、こう思ふわけです。そこでそれをやるために、今までのような状態でありますと、業者の系統から全部石油を仰ぎますから、従って生産をされたものはまた業者に取られる、そんなような形で両方ともまずい結果になってくるだろうと思ひます。そこでこの際、活を入れるために、やはり石油を全漁連の系統を通して協同組合に流す、この線を私は確立する必要があると思ひます。で、中央会などができ、あるいは指導漁業協同組合連合会のようなものがかりにできて、そしてそこが中心になって、そういう方面の系統利用の道を大いに講ずるとい

うような態勢ができればこれはいいんではないかと存じます。まだそういうような形ができておりませんから、この際まず初まりを購買事業のうちに石油を十分系統を通して流す、こういうことを考えるべきじゃないかと思ひます。これによって大いなる漁業協同組合は、私は相当な事業分量が目に見えてふえていくのじゃないか、こういうことを考えるのですが、その点は、どういふふうにお考えですか。

○政府委員(西村健次郎君) 現在全漁連を中心とする系統の石油の購買事業というものは、年々着実に伸びていっております。さらには去年あたりから安いのを全漁連がソ連などから入れるということもやっております。従ひまして、この問題、系統機関による石油の購買事業を伸ばしていくという事を、われわれとしてはできるだけこの方向に向かって推進して参りたい、こう思っております。で、従来、たまたま、現在までのところ、従来の取り扱い業者による系統ルート、この方面でなかなか確固たるものがありまして、たとえば外貨割当その他の面においてなかなか全漁連の系統の購買というものが抵抗が大きいというのが現状でございます。私もこの間、石油の購買事業は、今後全面的に力を入れて伸ばしていくようにやっております。こう思っております。

○東隆君 実は私は、先日フィッシュミールの問題で水産庁の次長さんを中心にしていろいろ伺ったのであります。が、あの問題については、実は私は非常にまだ理解に苦しんでおるわけなんです。そこで先日、通商局の次長が見えたときにこういう皮肉なことを言つて

おりますが、農林省の方からフィッシュミールの輸入外貨割当について二万トンを持ち出すと、通商局の方ではさうOKでもってそれを割り当て、こういうふうなことを言つたが、農林省から来たから割り当てた、こういうふうなことを言つておりましたから、この際は一ツ全漁連の外貨割当の分は、これは農林省から堂々と一ツ相当な量を、こなし得る量を一つ通商省の方へぶつつけてもらいたい。そうしてこれを獲得してもらいたいわけなんです。これは笑いごとではなくて、私は、全国の沿岸の漁業協同組合に活を入れる、私はこれは一番中心の問題であると思ふ。これでもって漁業経営をやる、そこから生産されたものは石油のつながりでもって協同組合に出荷される、共同販売される、その代金が結局借入金に対する支払いと、こういうふうな事にもなりましようし、あらゆる方面でもって回らなかつた車がこれで回ることにならうと思ふ。それで初めて不振組合が解消していく、これだけではございませぬけれども、私は中心のものであらうと、こう考えますので、この金の方面における今回の措置と相俟つて一つこれを同時に進めていただきたいと思います。その点どういふふうにお考えですか。

○政府委員(西村健次郎君) 東委員からフィッシュミールの話と関連して実はあれがございしましたが、率直な話、石油の方は、輸入の何と申しますか、外貨割当のこれは非常に重要なものですから、非常に権益的なものである、そういうことではなかなか困難がございします。私もこの間、今後系統団体による石油

油の取り扱いというものをできるだけ伸ばして参りたい、そうすることにしまして、購買事業あるいは販賣事業全体をくつつける、そうして系統組合の組織を強化して参ると、こういうことに向かつて進みたい、こう思っております。

○千田正君 今、東委員がフィッシュ・ミールの問題を質問しておりますが、これは今度の場合、私は同じ農林省の中において、片や畜産局、片や水産庁と、しかもそこに大きな矛盾をはらんでおる、こう思ふのであります。というの、貿易の自由化に基づいて及ぼす影響のうちで、一番これは、非常に強い影響じゃないかと、こう思ふのは、魚価対策として漁業組合その他北海道あるいは三陸沿岸、この地方におけるサンマ、イワシ等の魚価の低落に基づくところの魚かすの生産と、これによって何とか生きていこうという対策と、一方においては安い酪農製品が自由化によって外国から入ってくる。それに対抗するためには、ようやく馬から牛に切りかえたところの畜産行政の面においては、どうしても飼料において安いものを手に入れなければ、外国の輸入品と対抗できない。こういう農業の一つのテーマがあるわけです。この矛盾した姿を解決するということが農林省としては大きな問題になろうかと思ひますが、この解決について、水産関係としてはどういうふうに考えておるか。私は今度の場合には、かりにペルーのフィッシュ・ミールが入ってくる。そうしますと、せっかく漁連が中心になつて三陸沿岸の魚かすを集めて価格維持をはかつておる、それが途中でからくずれていく。魚価対策そのものが根本的にくずれていくということ、とりもなおさず、正しい漁業協同組合の経済運営の面に非常な影響を及ぼしてくる、こう思ふのですが、この面においては、非常に私はデリケートな問題だと思ふのですが、水産庁長官は、今後どういうふうな方針でこれを進めていくか、所信をお伺ひしたいと思います。

○政府委員(西村健次郎君) ペルー産のフィッシュ・ミールを二万トン入れて、これは臨時緊急のものでありまして、今後こういう態勢をもつて入れていくということは、われわれとしては絶対的に考えておりません。ただ、在庫品が払底して、端境期を乗り越えるために、臨時緊急であるということ、これは今回限りのものである。しかし問題は、今、千田委員の御指摘のように、われわれも、水産でやりつつある魚価対策と、一体酪農関係の方の、酪農と申しますか、養鶏と申しますか、畜産関係の方の要望等をどう調整していくかという問題は、いろいろむずかしい問題をはらんでおると思ひますが、私もどしどしや、やはり沿岸漁業、あるいは日本の漁業者の生産品のコストを維持する、コストを保障するというような対策、現在の魚価対策といふものは、一方においては、これは今後強化して、もっと実効ある方法にいろいろ制度を工夫をこらしていかなければならないと思ひます。しかし、一面においては、今のような畜産界の要望もありまして、そういうことで、そのものが不当に高い値段であるというところは、また好ましくないわけでありまして、われわれの望むところは、漁業生産者、漁業者が、自分の生産費を償う

というところに目安を置いて問題を考へていくべきじゃないか、たまたまこれは統制経済でございまして、そこに思惑等が介在しまして、フィッシュ・ミールの値段がつり上がるというふうなことがありまして、これは結局魚価には還元しない値段の問題であり、われわれとして魚価維持対策としては、漁業生産者の生産費を償うというのを主眼にして今後考えていきたい。ただ、具体的に、しからばどういふプログラムでもつてやっていくかという点につきまして、今具体的な成案はまだ得るに至っておりませんが、漁業生産者及びフィッシュ・ミールの実需者、両方の系統団体なり、そういう代表をもつて構成する需給調整協議会というものを最近作りまして、そこを中心としてまず草案作成等につきましては、その意見も聞きつつ政府の案も固めて参りたい、こういうふうにかんがえております。

○千田正君 西村長官は非常にさういふお考えでけつこうなんです、この間、予算委員会では私はあなたの部下の次長に質問した場合、研究が不十分じゃないかと、それは農林省の畜産局長とあなたの方の、あなたのかわりに高橋次長と並べて、現在のフィッシュ・ミールの値段、漁連が獲得している値段を逆算した場合に幾らになるか、逆算した場合に三十円以下なんです、一貫目。それで生産費が償うかと、とんでもない話です。だから、生産費を償うような値段にある程度魚価を持つていくためには、今漁連が伊藤忠なら伊藤忠に売つておる値段よりもっとある程度の値段が高くなければ沿岸の漁業団体は食っていけませんよ。ところが、今漁業連が確保して、そしてそれを伊藤忠に売つた値段が畜産局からいけば高い値段である、ペルーから持つてくるとその約三分の一、三分の二安いものを入れられるのだと、こういうことを畜産局長は主張しているわけだ。だから両方が矛盾しているのです。あなたの間におっしゃるようないわゆる生産者の間に合うような、漁民の間に合うような生産価格を維持しようとするならば、現在持っておる価格より少なくとも、現在持っておる価格が最低の値段なわけだ。それを逆算していくと、買当りの値段は、一貫目三十円にならない。二十五円か六円にしかならない。これではとてもやっつけられない。石油代にも当たらない、こういうような現実の問題をどういふふうにか解決していくかということ、私はほんとうは聞きたいわけなんです。あなたの方、その研究が足りないんじゃないか。どうなんですか。

○政府委員(西村健次郎君) 私はサンマかすについて、漁業生産費を償うという、今のすべての漁業者がすべて魚かすに売つて生産費を償うということ、これは魚かすの鮮魚として、魚の姿において出荷するものと意味合いにおいてその点は考えていく。従つて、すべてを魚かすで償うという、魚かすではこれはとんでもない高い値段になります、これは実需者の方にもそれは耐えられない値段だと思ひます。まあその方は別といたしまして、現に魚かすは高いじゃないか、ペルーの魚かすは安いじゃないか、そういう点につきましては、われわれとして今後どう考えていくかという点につきま

しては、いろいろな問題があるかと思ひます。たとえば輸入フィッシュ・ミールというものをもし全体の供給量としてこれの絶対量が足りないなら輸入する必要があると思ひます。その輸入をする場合に、それとよめる内地産の魚かすをプールのするような格好のこと、一つ考えられるのじゃないか。それはなるほど研究が足りない、御指摘になれば、それは今のところ成案を得るに至っておりませんから、その限度におきましては私も研究が足りませんけれども、今後この実情に即するようにならざるを得ない、なすべく早い機会に、しかもそのねらいとするところは、やはり漁業生産に変な影響を与えないような格好において、そこを考へていく、こういうふうにかんがえております。

○千田正君 まあ研究が足りないといふのはあるいは誤解があるかもしれませんが、しかし、もう一つの問題は、北洋の漁業によつていわゆる生産する魚かすといふものは、フィッシュ・ミールは、これは大体海外に輸出して外貨を獲得するためにあなたの方は指導してやつたはずなんです。ところが、外貨獲得どころじゃない。外国においてはペルーのような安いものと競争できないから、自然にそれがストックになつてしまふ。やむを得ないからそれを国内に持つて入つてくると、今の沿岸の漁業協同組合の集めておる魚かすとの間に相当影響する値段になつて入つてくる、こういう問題が出てくる。現実出てきつつあるわけだ、こういう問題はどうか解釈しますか。

○政府委員(西村健次郎君) 北洋のフィッシュ・ミールはこれは一昨年から

ら始まったもので、本年は四船団に増強されますが、これは千田委員の御指摘のように、やはり外貨獲得ということの本旨として始められたものである。ところが、たまたま去年あたりからペルーのフィッシュ・ミールというものが大増産になって、非常な安い値段なんです。まあいわゆるダンピングされているわけです。従いまして、その影響がイギリスあるいはカナダ、その他のいわゆる漁業国に非常な大きな反響を来まして、その辺にも混乱を来している。これについての対策というのは非常にむずかしいと思いますが、現状としまして、内需に回すということとを考へなくちゃいけません。しかし、たとえば品質の点につきましては、北洋のフィッシュ・ミールの品質とペルーのフィッシュ・ミールの品質とは、相当品質が違ふので、やはり長い目で見た場合には、欧州、ことに西独の市場というものを獲得しておくということは必要でありますので、私たちがしましてはこれは、いろいろ経済的には漁業会社としては難色もあるかもしれないけれども、できるだけ多くの数量をやはり輸出に回すということを一努力して参りたいと思ひます。それから国内にそれを向けた場合に、魚かすとの問題でございますが、これは国内における放出の時期等を考へると、適切にやればそれほど心配しなくてもいいんじゃないかと申しますのは、やはり国内で絶対量としましての需要も年々伸びておりますし、かりにこれらのペルーのフィッシュ・ミールというものがほとんど全部国内に入つたとしても、総量的にはやはり需要ととんであるというような計

算も出ております。私どもは、かりに国内で放出する場合も、国内の魚かすの値段に悪影響を及ぼさない、それは単に数量的な問題でなく、やはり人間的なものも考慮に入れて、時期的な問題を慎重に考へたい、こう考へております。

○千田正君 私、そういう今申し上げたような魚価対策とか、共済制度の確立とかというようなものが、同時に、今審議しておりますところの漁業協同組合の育成、強化と相俟って、うらはらの制度として考へなければ、幾ら法案で、これが出て通過していきましても、これは時限立法ですから、五年たてばまた同じような累積した赤字を背負って、さらに手術をする場合にはもつと大きなメスをふるわけにはいかないという時代がやってくるというおそれを感じる。やはりこれを出す以上は、そういうような根本的な政策の、魚価対策であるとか、共済制度というようなものを同時に一つ考へられて、この法案の完全なる、将来漁民の対策に資するように、効果を上げるようなものにしてもらいたいという希望を申し上げて、私の質問は終わります。が、そういう意味で今まで申し上げておるわけです。

○東隆君 私は、今千田君が言われましたけれども、フィッシュ・ミールの問題は六月までに勝負をつけなければならぬ問題だと思ひます。それで六月までに入るとしますと、国内における繰り越しの量は、月間消費の量を相当上回って、多分二カ月分くらい繰り越されることになりまして、七月に繰り越される数がそういうような数字になります。これは私は梅雨を控えて入ってくる

もののや、その他のものが非常に商品としての価値を落とすんじゃないか。そういうような心配もあるし、これは六月までの値段をかれこれ言うわけじゃないのです。そこに影響するのじゃないので、六月以降のものについて価格を非常に下げていくという、そういう要素に下げていくという、これは非常に考へていただかなければならぬ問題だと、私はそういうふうに考へておるわけなんです。そこで、この際輸入したものの価格差がだいぶできてくるわけですが、これを水産方面に相当活用するような方法を講ずべきではないかと、私は思ふのです。そういう方法を講じないで、単に業者の間の利益、そういうようなものにそれが使われるということになる、はなはだ残念だろふと思うのです。私はフィッシュ・ミールを輸入して悪いとは言わない。足りないときには輸入しなければならぬ。そこで、国内で生産されたサンマでも何でも、これが飼料にならないで、あるいは肥料にならないで、食料の方面に向けられる。こういうことになれば、相当漁家の収入もふえて参るのですから、そのためには、いろいろ施設をしなければならぬ。そういうような方面に対して相当な金を使つて、そうして、その上で食料の方面にも回つたら、そこでえきとしての分が足りなくなつた、あるいは肥料の方面に使うものが足りなくなつた、こういうなら話はわかるのです。ところが、そういう方法は何も講じなくて、しかも政府が、少ない金であるけれども、千六百万円か何か出して、魚かすの価格維持をやつてきているわけです。そういうようなことをやっているのです

から、これはもう非常に矛盾をはなだしい形でもって出ていると思ふ。だから、この際、価格差を何らかの形で吸い上げて、そして沿岸の漁民が収入がふえればいいのですから、だから貴重な鮮魚を飼料にする必要はない、また、肥料にする必要はないのですから、食料として使ひ得るような形を作らなければならぬ。これは私は、日本における水産業の大きな改革にもなると思ふ。そういうような意味で、そつちの方面に一つこの際方途を講じて、そういう将来は安い飼料が入るならそういうような道を講ずる、こういうことになりますれば、えき業者の仕事ができてくるのだし、両方ともいいと思ふのです。が、それをやらないうでこのままぶん投げておけば、これは私が心配したような形になる。この点、一つどういうふうにお考えですか。

○政府委員(西村健次郎君) 東委員の全くお説の通りでございます。東委員の持というところは、大体魚かすの価格維持の維持になるということをやつておるわけでございます。それよりもとをたせば、やはりできるだけ食料に回す。その方が価格がいいわけでございます。その方策を講ずるべきである。翻つて、産地におけるこういう大量的に取れる漁獲物の値下がり原因というものをみると、その陸揚げ期における加工処理及び出荷の能力、こういう限度をこえた数量が、がたつた下がるわけなんです。そこで、そういう場合には、そこに冷蔵庫なり冷凍庫をどんどん作ればいいじゃないかというところでございますけれども、これは、たとへばわずかサンマ三カ月のために大

きな冷蔵庫を作るといふのは、これまで過剰投資になつて、実は漁村における冷蔵施設というものが、いわゆる組合の不振原因にもなる。そういうことが多少あるようでもあります。われわれとしては、そこをどう打開していくかというところを従来から苦慮しているわけでありまして、たとえば大きな冷凍船を持てまして、それを海の上の工場として陸揚げ港につないでやっていくというところで、その漁期はずればほかの用途につかせるというやうなことも検討してみたいわけでございますが、それによつて確かに魚価維持になると思ひますが、それが事業的にはやはり冷凍船を持ていくということが成り立たないのであります。従来、今までのところ、そういう成果も得なかつたわけでありまして、今年のサンマ漁業につきましては、漁業調整の面も一段と進歩させますが、なお、今後サンマの価格維持対策というもののつきましては、そういう面、何らかの方途をもう少し考へて参りたい、そういう必要である、こういうふうにお考へております。

○東隆君 私は、できないというお答えじゃなくて、価格差が出ると思ふのです。だからこの際、これを吸い上げる方法を講ずるべきじゃないか。そしてそれを、今言った冷蔵庫なり、そういうものを作れば、それは決して身を切つた金じゃないのですから、だから、この金によつてこしらえた冷蔵庫というものはきわめて採算のとれる冷蔵庫になりますし、それから冷蔵庫そのものが事業的に成り立つたという考へ方じゃなくて、その沿岸の漁民がい

三十一
昭和三十三年
昭和三十四年

昭和三十五年四月二十二日印刷

昭和三十五年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局